

V 教育厅主要事務事業

学びの基礎を徹底する

<主要施策 1 基礎・基本の定着と学ぶ意欲の向上（小・中学校）>

1 児童・生徒の学力を図るための調査等（指導部）

(1) 「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の実施

ア 調査の目的

- (ア) 都教育委員会は、児童・生徒の学力の定着状況を把握し、全都における教育行政施策に生かす。
- (イ) 区市町村教育委員会は、教育課程や指導方法等に関わる地区の課題及び解決策を明確にし、教育行政施策に生かす。
- (ウ) 各学校は、教育課程や指導方法等にかかわる自校の課題・解決策を明確にし、児童・生徒一人一人の学力向上を図る。
- (エ) 都教育委員会は、都民に対し、東京都の公立小・中学校における児童・生徒の学力の状況について、広く理解を求める。

イ 調査の内容及び実施学年

- (ア) 「学習指導要領に示されている目標や内容」の実現状況及び「読み解く力」の定着状況を把握するための内容<悉皆調査・自校採点>
小学校第5学年：国語、社会、算数、理科の4教科
中学校第2学年：国語、社会、数学、理科、英語の5教科
- (イ) 児童・生徒の学習意欲、学習方法、学習環境など学習に関する意識や生活習慣に関する内容
- (ウ) 学校における指導方法に関する取組や人的・物的な教育条件の整備に関する内容

(2) 「児童・生徒の学力向上を図るための調査」等についての説明会の開催

学力調査の意図、採点のポイント及び問題の趣旨、問題内容、並びに調査の分析方法・結果、授業改善のポイントに関する説明会を東京都内の全ての小・中学校等の教員及び区市町村教育委員会の指導主事を対象に開催する。

(3) 「児童・生徒の学力向上を図るための調査」報告書及び指導資料の作成・配布

「児童・生徒の学力向上を図るための調査」結果の分析を行うことにより、課題を明らかにし、その解決策としての授業改善のポイントを明示した報告書及び、授業改善のポイントを分かりやすく説明した指導資料を作成し、都内全区市町村教育委員会及び都内全公立小・中学校等に配布し、学校における授業改善の具体的な取組を支援する。

(4) 「東京都学力向上施策検討委員会」の設置

東京都の学力向上施策に関する検討を行う検討委員会（有識者、区市町村教育委員会の代表、校長会の代表、PTA協議会の代表などから構成）を設置することにより、都教育委員会と区市町村教育委員会との連携を強化する。

(5) 都及び国の学力調査の結果を生かした「授業改善推進プラン」を活用した授業改善の推進

都内の全公立小・中学校において、都や国の学力調査の結果及び報告書等を生かして児童・生徒の学力の実態を分析し、課題を明らかにするとともに、課題に応じた具体的な方策を示した「授業改善推進プラン」を区市町村教育委員会の指導の下に作成し、その実施・評価・改善のサイクルの確立を図ることで授業改善の取組をより一層、充実させていく。

また、各学校は、児童・生徒や保護者、地域住民、都民に「授業改善推進プラン」を積極的に公開することで、学校教育への理解と協力を求め、学校・家庭・地域が一体となって、児童・生徒の学力向上を図っていく。

(6) 学校訪問の実施

「児童・生徒の学力向上を図るための調査」結果に基づき、学力に課題のある学校の授業改善の取組を支援するために、国語、社会、算数・数学、理科、英語等を担当する指導主事がチームを編成して学校訪問し、指導・助言を行う。

(7) 授業改善や学習指導に関わる先進情報の提供〈メールマガジンの配信〉

児童・生徒一人一人の「確かな学力の定着と伸長」を目指して、都教育委員会が有する先進情報等を定期的に配信して、学校や教員の教育活動を支援する。

2 「習熟度別指導ガイドライン」に基づく指導の推進（指導部・人事部）

「確かな学力」を育成する取組の推進に向けて策定したガイドラインに基づき、小学校算数においては、平成 26 年度から習熟度別指導を実施している。中学校においては、平成 27 年度から数学の習熟度別指導を推進するとともに、英語での少人数・習熟度別指導を充実するため、配置する教員の数を拡充や、非常勤教員等の活用を推進する。

3 「東京ベーシック・ドリル」の活用（指導部）

小学校において、小学校 4 年生までの基礎的な学習内容について繰り返し取り組むことができる教材として平成 25 年度に作成した「東京ベーシック・ドリル」の活用を一層推進するとともに、新たに「東京ベーシック・ドリル(中学校版)」を開発し、都内全公立中学校での活用を図ることにより、基礎的・基本的な事項の徹底を図る。

4 算数・数学及び理科の基礎学力定着のための推進地域の指定【新規】（指導部）

算数・数学、理科に関する児童・生徒の基礎学力の定着を図るため、都内 10 区市町村を学カステップアップ推進地域として指定し、基礎学力定着アドバイザーによる校内研修や研究授業等を通じた教員への支援及び外部指導員による児童・生徒への補習等を実施する。

＜主要施策 2 基礎・基本の定着と学ぶ意欲の向上（高等学校）＞

1 「都立高校学力スタンダード」活用事業（指導部）

全都立高等学校において、「都立高校学力スタンダード」を基に自校の学力スタンダードを作成して具体的な学習目標を明示し、校内で組織的・効果的な指導を行う。また、指導と評価の PDCA サイクルにより、授業改善と生徒の学力向上を図る。

(1) 全都立高校による、自校の学力スタンダードの作成及び学力スタンダードに基づく学習指導の実施

- ア 「都立高校学力スタンダード」を参考に自校の学力スタンダードを作成
- イ 学力スタンダードに基づく組織的な学習指導体制の確立
- ウ 学力スタンダードに基づく各教科の指導計画・報告書の作成
- エ 学力スタンダードに基づく指導と評価の実施
- オ 「都立高校学力スタンダード」学力調査の目標値の設定
- カ 「都立高校学力スタンダード」学力調査の実施と分析
- キ 各校独自の学力調査の実施と分析
- ク 学力スタンダード推進協議会の開催

(2) 「都立高校学力スタンダード」学力調査の作成・実施

「都立高校学力スタンダード学力調査」を作成・実施することで、学力スタンダードに基づき、繰り返し指導を行うことによる生徒の学力の定着を客観的に把握するとともに、自校の学習目標設定や指導体制、指導・評価方法を検証し、改善を図る。

- ア 教員で構成する「都立高校学力スタンダード学力調査」作成委員会の設置
- イ 委託業者と共同で学力調査の企画、検討、問題作成を実施
- ウ 「都立高校学力スタンダード」に基づく 3 段階の問題の作成
- エ 「学力調査結果分析（学校用）」による、学力定着状況の把握、繰り返し指導の実施、学習指導方法の改善
- オ 「学力調査個人票」による、学力調査結果の生徒へのフィードバック

2 進学指導重点校等における進学対策の推進（都立学校教育部・指導部）

難関国公立大学等を目指す生徒の進学希望をかなえるため、進学指導重点校等を指定し、これに中高一貫教育校 10 校を加えた 36 校による進学指導研究協議会の参加校を対象に、進学対策の充実のために必要な支援を行う。

(1) 進学指導重点校等の指定

- ア 進学指導重点校 7 校（指定期間：平成 25 年度から平成 29 年度まで）
- イ 進学指導特別推進校 6 校（指定期間：平成 25 年度から平成 29 年度まで）
- ウ 進学指導推進校 13 校（指定期間：平成 25 年度から平成 29 年度まで）

(2) 外部機関による進学指導コンサルティング事業の実施

外部機関のアドバイザーにより、各学校の教科指導体制や指導計画等に対する課題の抽出と改善案の提示を行う進学指導コンサルティング事業を、年間 9 校を対象として実施する。

(3) 進学指導研究協議会における教科主任部会の実施

教科主任の職務内容、所属校の生徒の学力の分析方法、学力向上のための指導計画の立案、教科指導法等について学ぶための教科主任部会を5教科で実施する。

(4) 巡回指導員による指導・助言の実施

教科指導や進学指導に関する専門的な知識を有する専務的非常勤を各学校に定期的に派遣し、進学指導に関わる事務や諸課題に対する指導・助言を通して、各校の進学指導事務の効率化を図る。

個々の能力を最大限に伸ばす

<主要施策 3 理数教育の推進>

【小・中学校における取組】

理科や算数・数学に高い関心をもつ児童・生徒の意欲・能力を更に伸ばし、将来、理数系や科学技術の世界で活躍できる人材を育てるため、以下について取り組む。

1 「小学生科学展」「東京ジュニア科学塾」「中学生科学コンテスト」の実施（指導部）

(1) 小学生科学展の実施

都内公立小学校児童の理数に対する意欲を高めるため、全都から選ばれた小学生が理数に関わる研究成果を展示・発表する「小学生科学展」を実施する。

(2) 東京ジュニア科学塾の実施

科学に高い興味・関心がある中学生の資質・能力を更に伸長するため、中学生が科学の専門家から指導を受ける「東京ジュニア科学塾」を実施する。

(3) 中学生科学コンテストの実施

中学生の理科・数学等に対する意欲・能力を更に伸長するとともに、科学好きの中学生の裾野を広げるため、中学生が理科・数学等の能力を競い合い切磋琢磨する「中学生科学コンテスト」を実施する。

2 小・中学校における理科授業への「観察実験アシスタント」の配置及び大学・企業等と連携した「理数授業特別プログラム」の実施【新規】（指導部）

(1) 観察実験アシスタントの配置

小・中学校の理科授業に、学生や、地域人材等を「観察実験アシスタント」として配置し、観察や実験等の充実を図る。

(2) 理数授業特別プログラム

子供たちに理数の面白さや有用性を実感させるため、小・中学校において、大学や企業等との連携により、子供たちが通常の授業では学べない知識や技術に触れる「理数授業特別プログラム」を実施する。

3 観察・実験に関する教員研修「小学校理科教育人材育成研修」（指導部）

(1) 小学校低学年担当教員対象講座（1講座）

ア 小学校低学年の生活科の内容から中学年の理科への接続を意識した研修を実施する。

イ 自然観察の方法等について学び、児童に植物や動物への関心をもたせることのできる教員を育成する。

(2) 小学校一般教員対象 理科観察・実験基礎講座（12講座）

ア 児童の興味・関心を高める授業づくりに向けて、実習を通して基礎的な知識・技能を習得させる。

イ 事故防止等の安全指導を適切にできる教員を育成する。

(3) 小学校（理科コース）採用者対象 小学校理科専修講座（1講座）

ア 理科の専門性を活かした指導計画や授業改善の在り方等について学ぶ研修を実施する。

イ 小学校の理科室の管理や、その法的な根拠について学び、理科を専門としない教員にも助言できる能力を育成する。

(4) 理科教育推進教員養成講座（11講座）

ア 理科の専門的な指導力を伸ばすとともに小学校の理科室の管理や、その法的な背景について学び、理科を専門としない教員にも的確に助言できる能力を育成する。

(5) 中学校理科教員対象 観察・実験基礎講座（4講座）

ア 生徒の意欲を引き出し、科学的な思考力・表現力を高める授業づくりについて実践的に身に付ける。

【都立高校における取組】

都立高校における科学技術系人材育成の拠点として、理数イノベーション校を3校指定し、大学や研究機関等と連携した最先端の実験・講義を実施するなど、科学技術で世界をリードし、将来の我が国を支える人材を育成する。また、科学の祭典を開催して、知識、技能を競い合い高度な学習を目指す契機とするとともに、理科好きの生徒の裾野を拡大する。

4 都立高校における理数イノベーション校の指定（指導部）

(1) 科学的に探究する能力や態度、課題を解決する能力、論理的思考力、科学的な感性・創造性を育成するため、生徒一人一人のテーマに基づく探究活動をカリキュラムに取り入れる。

(2) 大学や研究機関と連携した最先端の実験・講義を通して理数に秀でた生徒の能力の一層の伸長を図る。

(3) 大学教授等の専門家からの指導により、研究内容の充実を図り、生徒の進路実現に向けた意識の明確化を図る。

(4) 科学の祭典（「高校生科学の甲子園東京都大会」及び「研究発表会」）を通して、プレゼンテーション能力・表現力等の育成を図る。

(5) 「科学の甲子園全国大会」出場を目指すことや各種科学コンテスト等の上位入賞を目指す。

5 都立高校における理数研究校の指定（指導部）

(1) 理数好きの生徒の裾野拡大に取り組む学校を「理数研究校」（30校以内）として指定する。

(2) 生徒が理数に関する研究を行うとともに、その成果を校内や各種科学コンテスト等で発表する。

(3) 科学の祭典（「高校生科学の甲子園東京都大会」及び「研究発表会」におけるパネル発表）に参加して、競技・交流を通じて互いに高め合い、理数に関する興味・関心と知識・技能の更なる向上を図る。

6 科学の祭典（指導部）

(1) 高校生科学の甲子園東京都大会

東京都内の高校生に、学校対抗の科学技術・理科・数学等における複数分野の競技を提供し、科学分野に興味・関心をもつ生徒の裾野を広げるとともに、生徒同士の競い合いや活躍できる場を構築してトップ層の学力等の伸張を図る。

(2) 研究発表会

「理数イノベーション校」、「SSH（スーパーサイエンスハイスクール）」及び、「理数研究校」などが、理数に関する研究成果等について発表する。また、この研究発表を中学生等に公開し、交流・協議を通じて互いに高め合い、科学技術系人材の育成を推進する。

<主要施策4 外国語の確実な習得>

1 「小学校外国語活動アドバイザー」の派遣（指導部）

小学校に、英語に堪能な地域人材や英語科教員の経験者等を「小学校外国語活動アドバイザー」として派遣し、小学校教員が単独で外国語活動の授業を円滑に実施できるよう支援を行う。

2 中学校英語授業における少人数・習熟度別指導の充実【新規】（指導部）（再掲）

「確かな学力」を育成する取組の推進に向けて策定したガイドラインに基づき、英語での効果的な習熟度別指導を推進する。さらに、少人数・習熟度別指導を充実するため、配置する教員の数を拡充するとともに、非常勤教員等の活用を推進する。

3 JETプログラムによる外国人英語指導者の配置拡大（指導部）

JETプログラムによる外国人（JET-ALT）の招致を、平成26年度の100人から200人に拡大し、全ての都立高校に配置する。

生徒がネイティブから日常的に英語の指導を受けることにより、「話す」「聞く」力を向上させる。また、授業のほか、学校行事等で、外国人と直接交流する機会を拡大する。

また、英語授業の改善を図るため、在京外国人を外国人英語等教育補助員（non-JET ALT）として更なる活用を図り、教員と外国人指導者によるティームティーチングにより、生徒が授業の中でネイティブから指導を受けられる機会を一層充実させる。

4 都独自の英語教材の作成【新規】（指導部）

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けて、異文化や自国の文化理解の促進、英語による情報発信力の向上を図るため、小・中・高校生を対象とした都独自の英語教材「Welcome to Tokyo」を開発する。

本教材には、伝統文化や歴史・名所、自然、先端技術、交通など、様々な視点から日本や東京の良さや魅力を題材とし、実践的に英語を使う言語活動等を掲載する。

5 「東京グローバル10」の指定【新規】（指導部）

意欲ある生徒の英語力を伸ばして、積極的に国際交流を行い、グローバルな人材の育成を推進する都立高等学校及び都立中等教育学校10校を指定し、外国人指導者を重点的に配置するほか、海外研修や留学・海外大学進学などの学校の取組を支援する。

6 英語以外の外国語学習の充実【新規】（指導部）

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けて、英語以外の外国語で積極的にコミュニケーションを図る態度と基礎的な力を身に付けるとともに世界の様々な文化理解を深化させ、将来国際貢献する資質の素地を育成する。

(1) 語学クラブの設置・拡大

英語以外の外国語でコミュニケーションを図れるようになることを目的とした語学クラブを都立高校に設置し、各校に講師を派遣し活動を支援する。

(2) 通所研修の実施

都立高校生を対象に、英語以外の外国語を学習できる通所研修を実施し、都立高校生が授業以外でも学習できる機会を確保する。

7 英語教育の充実に向けた教員研修の実施（指導部）

(1) 小学校外国語活動の授業づくり（2講座）

ア 外国語活動の目標及び内容を理解するとともに、具体的な授業展開について実践的に研修し、指導力を高める。

イ 中学校との連携についての現状や課題を踏まえ、効果的な外国語活動の授業づくりを校内で推進する力を高める。

(2) 英語科における授業づくり（3講座）

ア 中学校・高等学校の校種に応じて、英語科における授業づくりに関する基礎的な知識・技能を習得する。

イ 英語科における4技能を育成する授業づくりについて、ネイティブの講師から実践的に学び、指導力を高める。

(3) 英語教育の今日的課題と指導の在り方（2講座）

中学校・高等学校の校種に応じて、英語教育の今日的な課題や指導と評価等について理解を深め、英語教育を推進する力を高める。

(4) 英語で行う英語の授業のねらいと実践（2講座）

英語で行う英語の授業のねらいや進め方を理解し、生徒の実態に応じた指導の工夫について実践的に研修し、英語教育を推進する力を高める。

(5) JET等を活用した英語の授業のねらいと実践（1講座）

ネイティブ・スピーカーとのティーム・ティーチングによる英語の授業のねらいや進め方を理解し、効果的なネイティブ・スピーカーの活用方法や授業づくりの工夫について実践的に研修し、英語教育を推進する力を高める。

(6) TESOLを用いた英語の授業のねらいと実践（1講座）

TESOL（英語を母国語としない人を対象とした英語教授法）を用いた授業のねらいや進め方を理解し、海外派遣者による授業づくりの工夫等から実践的に学び、指導力を高める。

(7) 英語教育推進リーダー中央研修受講者による還元研修

英語教育推進リーダー中央研修（文部科学省）受講者が講師となり、5年間（平成26年度～平成30年度）で、各小学校の代表者及び中学校・高等学校・中等教育学校・高等学校附属中学校の英語科教員全員、また、特別支援学校の希望する教員に中央研修での受講内容を伝達する還元研修を行う。

＜主要施策5 国際社会で活躍する日本人の育成＞

1 「次世代リーダー育成道場」の充実（指導部）

(1) 事前研修

都立高校生等が次世代を担う人材に求められる広い視野や高い英語力、チャレンジ精神、使命感などの資質や能力を身に付けるために、海外留学前に次の研修を実施する。

ア 講義

ビジネス、科学、文化等の多様な分野で活躍する人材による講義

イ 英語研修

外国人講師による少人数演習、プレゼンテーション、オンライン学習

ウ 日本の伝統・文化に関する学習

歌舞伎の鑑賞、能楽体験学習、折り紙や浴衣着付け等の体験学習

エ 日本の歴史学習

日本の近現代史に関する講義、演習

オ ゼミナール

研究テーマに基づく論文の作成、班別協議

カ 先端技術施設等の見学

科学・工業技術、環境技術等の関連施設の見学

キ 国際交流

大学等との連携による在京留学生や在京大使館職員等との交流会

(2) 留学（オーストラリア100人、アメリカ合衆国100人）

都立高校生がホームステイをしながら現地の高校に通学し、異なる文化や生活習慣の中で現地生徒とともに学校生活を送ることで、国際社会で活躍できる人材に必要な国際感覚やコミュニケーション能力を養う。

ア 現地高校への通学

イ 特別プログラム

現地企業・研究施設訪問、大学での講義聴講、地域でのボランティア活動

(3) 事後研修

研修報告会、合同研修会等において、留学で学んだことやゼミナール研究を発表することにより、留学の成果を広く周知する。

(4) 啓発・発信事業

高校生の留学の機運を高めるための取組として、留学フェアを開催するほか、特設ウェブページの更新により、本事業の成果報告や留学に関する情報を発信する。

2 独立行政法人国際協力機構（JICA）と連携した研修の充実（指導部）

国際社会の一員としての自覚や、社会貢献意欲と主体的な行動力をもつ人材を育成するため、JICAと連携して、都立高校生100人を対象とした青年海外協力隊の派遣前訓練に基づく体験研修「東京グローバル・ユース・キャンプ」を実施する。研修では、異文化理解の深化や課題解決能力向上を図るワークショップ、青年海外協力隊員との交流、野外活動などを行う。

3 「英語村」の設置に向けた検討【新規】（指導部）

英語だけを使用する環境の中で、英語での体験を通じて、小・中・高校生の使える英語力の向上や異文化理解の促進などを図るための「英語村」の開発に向けた調査研究を実施する。

4 都立国際高校での国際バカロレアコースの開設（都立学校教育部）

(1) 平成27年4月から国際バカロレアコースを開設し、第一期生を受け入れる。

ア 1年生では、ディスカッションなどを重視した、双方向型、探究型、批評型による授業を英語で実施する（一部の科目は日本語で実施）。

イ 2・3年生では、国際バカロレアのディプロマ・プログラムによる授業を英語で実施する。

(2) 平成27年度中に国際バカロレアの認定を取得する。

5 都立小中高一貫教育校の設置に向けた検討（都立学校教育部）

「都立小中高一貫教育校基本構想検討委員会」等において、12年間を貫く教育理念や教育課程の編成方針など、「都立小中高一貫教育校」の設置に関する検討を行う。

<主要施策6 日本人としての自覚や資質の涵養>

1 日本の伝統・文化の良さを発信する能力・態度の育成（指導部）

日本の伝統・文化を理解し、その良さを積極的に発信するとともに、外国人と関わりながら互いの文化を尊重した交流を推進するための必要な支援を行う。

(1) 外国人との交流

日本の伝統・文化に関する授業や部活動等の中で、外国人と交流する機会を設定し、児童・生徒が日本の伝統・文化の良さを発信したり、海外から見た日本の伝統・文化の良さを学んだりすることを通して、積極的に外国人と関わる態度を育成するために、都内公立学校200校に外国人の派遣等の支援を行う。

ア 交流内容

- (ア) 日本の伝統・文化について、外国人と共に体験する。
- (イ) 日本の伝統・文化について学んだことを、外国人に紹介する。
- (ウ) 海外から見た日本の伝統・文化について、外国人から話を聞く。
- (エ) 海外の伝統・文化に関する話を聞いたり、体験したりする。

(2) 伝統・文化活動の充実

外国人の派遣等を行う 200 校に対して、日頃の教育活動において、児童・生徒が日本の伝統・文化の理解を深め、日本の良さを積極的に発信する意欲や態度を高める取組を充実するための支援を行う。実施する際には、外国人との交流を重視することとする。

ア 対象となる伝統・文化

- (ア) 茶道や華道、三味線、和太鼓、俳句・短歌等、これまで受け継がれてきた伝統的な文化
- (イ) アニメーションや最先端技術等、現代において生み出されている文化

イ 活動を充実するための視点

- (ア) 体験活動の充実
- (イ) 外部人材の活用
- (ウ) 用具の充実
- (エ) 取組を発信する場の設定

(3) 啓発・発信

各学校の取組を全都に広げるため、公開授業の実施や都教育委員会のホームページに事例を掲載するなど、多様な方法により発信する。

(4) 日本の伝統・文化に関する教育推進資料の作成・配布

海外等から高く評価されている日本の伝統・文化や先人の優れた業績等をテーマとした資料を月 1 回作成し、全公立学校に配布することを通して、児童・生徒の日本人としての自覚や誇りを高める指導の充実に資する。

<取組の方向 2 におけるその他の事務事業>

1 言語能力向上推進事業（指導部）

古典文学の音読や暗唱による伝統的な言語文化の理解や、説明、討論等の言語活動を取り入れた授業などを通じて、社会生活に役立つ言語技能を育成する取組を推進するため、言語能力向上拠点校として 130 校を指定する。

2 子供の読書活動の推進（地域教育支援部・指導部）

平成26年度に策定した「第三次東京都子供読書活動推進計画」に基づき、子供の読書活動を積極的に推進していく。

(1) 成長段階に合わせた取組

ア 乳幼児の読書活動の推進

(ア) 乳幼児のいる家庭、乳幼児に関わる人への情報提供

乳幼児期の読み聞かせの有効性について、「乳幼児期からの子供の教育プロジェクト」において、科学的な知見などを踏まえ情報発信し、啓発を行う。

(イ) 子供の読書に関する相談事業及び啓発資料の活用

都民からの読み聞かせや読書に関する相談対応（電話、メール、カウンター等）を行うほか、保護者や乳幼児に関わる人を対象に作成した啓発資料を改訂し、区市町村等に配布するとともに、区市町村立図書館職員研修等で活用する。

(ウ) 区市町村立図書館の乳幼児サービスへの実施の支援

都立多摩図書館で実施している乳幼児おはなし会の成果を踏まえて、おはなし会実施のためのハンドブックを作成し、区市町村等に配布するとともに、区市町村立図書館職員研修等で活用し、区市町村立図書館のサービスを支援する。

イ 小・中学生の読書活動の推進

(ア) 朝読書や各教科等における読書活動の工夫

朝の時間や各教科等での学習において読書活動を効果的に取り入れている学校の取組を紹介し、読書指導の充実を図ることにより子供の読書習慣の確立を支援する。

(イ) 異年齢交流事例の発信

異年齢・異校種間の交流において、児童・生徒が読み聞かせ等の読書によるコミュニケーションを通して、絵本や物語に触れたり目的をもって本を選び、豊かに表現したりしている事例を紹介する。

(ウ) 学校図書館リニューアル事例の発信

書架の配置やレイアウト、新コーナーの設置等、子供が楽しく利用できる工夫に関する事例を収集し、東京都子供読書活動推進計画ホームページで情報発信する。

(エ) 学校の読書活動支援

区市町村立図書館と連携し、職員の経験や知識を生かした技術やノウハウの蓄積を生かした読み聞かせ講座やブックトーク等の講師派遣を行う。

ウ 高校生等の読書活動の推進

(ア) 教育課程の「指導の重点」に読書活動を明記

教育過程届における全校の「指導の重点」に読書活動を明記することとし、各校において学校全体で計画的に読書週間等の、具体的な読書活動の取組を進める。

(イ) 各教科等における文章理解や調べ学習等の指導の工夫

各教科等の授業において、読書活動の充実に資するため、文章理解や調べ学習等を効果的に行う指導の工夫について助言を行う。

(ウ) 書評合戦の実施

全ての都立高等学校及び都立中等教育学校後期課程で、生徒同士が本の魅力を紹介し合う書評合戦の取組を実施するとともに、各学校の代表生徒による「高校生書評合戦東京都大会」を開催する。

(エ) おすすめ本紹介・選書支援・書評に取り上げられた本情報の提供（都立図書館）

様々なジャンルのおすすめ本の解説を定期的に都立図書館ホームページの学校支援のページに掲載する。また、青少年用図書の新着情報を都立高校に定期的に配信し選書支援を行う。さらに、新聞等の書評に取り上げられた高校生向けの本を都立高校に情報提供する。

エ 特別な支援を必要とする児童・生徒の読書活動の推進

(ア) 障害に応じた指導方法の工夫

児童・生徒一人一人の障害の状況に応じて児童・生徒が読書に親しむことができるように指導方法を工夫する。

(イ) 特別支援学校の読書環境整備

図書コーナーの工夫開発等に関するモデル校を指定するとともにその成果を普及させる。また、学校図書館リニューアル事例を収集し情報を発信する。さらに、学校の改築時に都立図書館による学校図書館開設準備支援を行う。

(2) 読書活動推進の基盤づくり

ア 読書活動推進状況等の調査

区市町村における読書活動推進状況、都立学校における読書活動取組状況及び児童・生徒の読書状況の調査を実施し、結果を区市町村や学校での読書活動の推進の参考となるよう公表する。

イ 読書活動を支える人材の育成

(ア) 司書教諭等への研修の実施

司書教諭をはじめとする学校図書館の担当教諭等を対象として、「読書活動」の研修を実施する。

(イ) 都内公立図書館職員に対する研修の実施

児童・青少年サービス担当職員に対する専門研修を実施する。

(ウ) ボランティアによる地域ぐるみの読書活動推進

ボランティアの能力向上研修等の取組を情報発信するほか、読み聞かせ手法の啓発資料を作成し、区市町村でのボランティアのスキルアップに役立てる。

(エ) 読み聞かせボランティアの育成プログラムの開発

特別支援学校への区市町村からの読み聞かせボランティアの派遣支援を行うため、モデル事業を実施し育成プログラムを開発し、ノウハウを区市町村立図書館に還元する。

(3) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催を見据えた読書活動の充実

ア 学校におけるオリンピック・パラリンピック教育を通じた調べ学習の充実

オリンピック教育推進校における本を活用した取組を紹介するとともに、オリンピック教育読本や日本の良さを紹介する英語教材等の配布など、多様な資料の活用を通して、オリンピック・パラリンピックの歴史や出場国等を調べたり、発表したりする学習を充実する。

イ オリンピック・パラリンピック関連資料の紹介

オリンピック・パラリンピックの歴史やスポーツ関連のほか、日本文化の魅力を実感する本や各国を知るための本などの資料紹介等を行う。

豊かな人間性を培い、規範意識を高める

<主要施策 7 人権教育の推進>

1 人権教育に関する研修・啓発・研究の推進（総務部・地域教育支援部・指導部）

(1) 研修・啓発の推進

学校教職員、社会教育関係職員及び社会教育関係団体指導者が、同和問題をはじめ様々な人権課題に対する正しい理解と認識を深めるため、指導資料等の作成や研修等の事業を推進する。

ア 指導資料、啓発資料の作成

- ・ 人権教育に関する実践的な手引として「人権教育プログラム（学校教育編）」を作成し、学校の全教員等に配布する。
- ・ 啓発資料「みんなの幸せをもとめて」を作成し、PTAをはじめとする社会教育関係者に配布する。また、教材ビデオの作成を行う。

イ 研修の実施

区市町村教育委員会や学校との緊密な連携の下、教職員、社会教育関係職員及び社会教育関係者に対する研修を実施する。

ウ 人権教育資料センターの運営

東京都教職員研修センター内に設置する人権教育資料センターにおいて、人権教育に関する資料を収集、整備し、閲覧、貸出しを行う等、教育関係者等の利用に供する。

(2) 人権尊重教育推進校の設置

人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別の解消を目指すとともに、人権教育を一層充実させるため、人権尊重教育推進校を 50 校程度設置する。

(3) 研究活動の推進

人権教育の充実のため、東京の実態に即した教育内容・方法の研究を進めることを目的として、次の事業を実施する。

ア 研究推進事業

イ 教職員の研究活動に対しての奨励事業

ウ 東京都教職員研修センターが行う基礎的研究

<主要施策 8 道徳心や社会性を身に付ける教育の推進>

1 道徳教育の推進（指導部）

(1) 東京の子供たちの豊かな心を育成するための道徳教育の充実

東京の子供たちに規範意識や思いやりの心など豊かな心を育成するために、都内公立小・中学校等の全児童・生徒に配布する、東京都道徳教育教材集の活用を推進し、各学校の教育活動全体を通じた道徳教育の充実を図る。

(2) 道徳授業地区公開講座の充実

東京都道徳教育教材集の活用等により道徳授業地区公開講座の改善・充実を図り、学校と家庭・地域が連携した道徳教育の取組を一層推進する。

(3) 東京都道徳教育推進教師養成講座の実施

各小・中学校等の道徳教育推進教師を対象とした養成講座を実施し、各学校における組織的な道徳教育推進体制・指導体制の確立を図るとともに、道徳教育推進教師をはじめとした全ての教員の道徳教育に関する指導力の向上を図る。

(4) 学校における動物愛護等の普及・啓発活動の促進

動物飼育に係る指導方法の開発や獣医師等との連携に先進的に取り組む「小学校動物飼育推進校」5校を指定し、各推進校での成果を全都に普及・啓発していく。

2 新教科の設置（指導部）

道徳性を養い、判断基準（価値観）を高めることで、社会的現実にはらし、よりよい生き方を主体的に選択し行動する力を育成することを目標として、全都立高校で実施されている教科「奉仕」を発展させて、体験活動や演習を取り入れ、道徳教育とキャリア教育の一体化を図った「人間と社会（仮称）」を平成27年度に全都立高校等で試行する。

試行実施の結果を踏まえ、平成28年度に全都立学校等で教科「奉仕」に替え、「人間と社会（仮称）」を実施する。

社会の変化に対応できる力を高める

<主要施策 9 情報モラル教育の推進>

1 インターネット等の適正な利用に関する子供を取り巻く実態の把握（指導部）

(1) 学校非公式サイト等の監視業務の実施

都内公立学校全体を対象に学校非公式サイト等の監視を行い、不適切な書き込み等については、緊急性・危険性のレベルを高・中・低の3段階に分けて対応し、都立学校・区市町村教育委員会等への情報提供やサイトの管理者への削除要請を行う。

(2) インターネット・携帯電話利用に関する実態調査

スマートフォンや新たなインターネットサービスの普及に伴い、子供のインターネット等の利用における様々な課題が指摘されていることから、東京都の児童・生徒の携帯電話等の所持率や使用方法の状況、インターネット利用によるトラブル等の実態を把握する。

2 インターネット等の適正な利用に関する啓発・指導（指導部）

(1) 指導資料及び啓発リーフレットの作成・配布

学校非公式サイト等の監視結果に基づき、インターネット・携帯電話の適正な利用に関する教員向け指導資料及び児童・生徒向けリーフレット（小学校第3学年、中学校第1学年）の内容等を検討する。

(2) ICT活用講座（情報モラルに関する出前講座）の実施

都立学校及び希望する区市町村立学校を対象に、児童・生徒向けに情報モラル講座を実施するとともに、保護者・教員向けの実践的な情報リテラシー講座を実施して、児童・生徒、保護者への啓発・指導と教員への支援を行う。

(3) ICT教育フォーラムの開催

情報モラルに関する講演やパネルディスカッション、ICTを活用した模擬授業を盛り込んだICT教育フォーラムを開催し、広く都民に対する啓発を行う。

<主要施策 10 キャリア教育の推進>

1 小・中学校における系統的なキャリア教育の推進（指導部）

(1) 小・中学校におけるキャリア教育の取組の普及・啓発

職場体験の受入先に関する情報について、区市町村教育委員会に提供するとともに、学校における優れた実践を紹介するなどして、小・中学校におけるキャリア教育の取組の普及・啓発を行う。

ア 中学生の職場体験の推進

都内公立中学校、中等教育学校の生徒を対象として、5日間程度、学校を離れ、地域商店、地元企業、民間企業、公的施設などの職場で実際に仕事を体験し、社会の一員としての自覚を促すとともに、望ましい社会性や勤労観・職業観の育成を推進する。

また、青少年・治安対策本部と連携し、中学生の職場体験に関する庁内推進会議や推進協議会を開催し、受入事業所の拡大を図る。

イ 中学生の職場体験発表会の実施

「わく（Work）わく（Work）Week Tokyo（中学生の職場体験）発表会」を開催し、小・中学校や高校、受入事業所による事例発表や、学識経験者等による講演などを行うことで、中学生の職場体験に対する都民等の理解・啓発とともに機運の醸成を図る。

また、本発表会において、小・中学校や高校の取組事例等を紹介することにより、小・中・高の一貫した取組の推進を図る。

ウ 「キャリア教育に関する教師用手引書」の活用

「キャリア教育に関する教師用手引書」等を事業説明会等で周知し、各校が本資料を活用してキャリア教育を体系的に推進することを通して、社会的・職業的自立に向けて必要となる「基礎的・汎用的能力」の理解を促進する。

エ 「外部人材活用パンフレット」の活用

外部人材を活用した具体的な実践例や外部人材リストを掲載したパンフレットの活用を通して、小・中学校における外部人材を活用した効果的なキャリア教育を推進する。

2 都立高校におけるキャリア教育の推進（指導部）

(1) インターンシップの推進

都教育委員会は、平成 18 年度に都内国際ロータリーとインターンシップ事業に関する基本協定を締結し、平成 19 年度から、連携してインターンシップ事業を実施するとともに、受入先の拡大を図っている。

今後も、こうした事業を通して、より多様な企業等を受入先として確保するなど、都立高校生がインターンシップを行う環境整備を支援していく。

(2) キャリア教育の年間指導計画の作成

都立高校が学校の教育活動全体を通じ、系統的、組織的なキャリア教育を推進していくために、基礎的・汎用的能力を踏まえたキャリア教育の年間指導計画を作成し、キャリア教育の一層の充実を図る。

(3) キャリア教育推進者の資質向上

キャリア教育推進者連絡協議会を開催し、各校における企業やNPO等の外部人材の活用などの研修の実施を通して、キャリア教育推進者の資質の向上を図る。

3 企業・NPO等と連携した都立高校生の社会的・職業的自立支援教育プログラム事業（地域教育支援部）

都立高校生が、実社会に出て社会人・職業人として自立して生きていく上で必要な能力や態度を身に付けることができるようにするため、企業やNPO等の教育プログラムを普通科高校を中心に導入する。

・平成 26 年度実施規模：51 校

<主要施策 11 不登校・中途退学対策の推進>

1 不登校対策・中途退学対策の推進【新規】（総務部・指導部）

不登校や高等学校中途退学の未然防止や早期解決を図るとともに、不登校の児童・生徒や高等学校を中途退学した者が、将来自立して生活できるようにするため、児童・生徒の実態に応じた長期的な視点による対策を、総合的かつ効果的に推進する。

(1) 不登校・中途退学の防止等の対策

ア スクールカウンセラーによる支援

不登校や中途退学の未然防止に向けた支援を行うため、スクールカウンセラーが、心理の専門家の立場から、児童・生徒や保護者等の相談に当たるなどする。

イ スクールソーシャルワーカーや家庭と子供の支援員による支援

学校だけでは解決しない小・中学生の不登校問題の解決を図るため、スクールソーシャルワーカーが、社会福祉の面から児童・生徒が置かれた環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして支援を行うとともに、家庭と子供の支援員が、家庭訪問を通して、児童・生徒に直接関わるとともに、保護者からの相談に応じるなどして支援を行う。

ウ 都教育相談センターにおける個別相談

不登校の児童・生徒や高等学校を中途退学した者に対して、学校復帰、学校への再入学、社会的自立等に向けての支援を行うため、都教育相談センターにおいて、来所や電話を通して、当該児童・生徒やその保護者に対する個別相談を実施する。

エ 「個別適応計画書」及び「中退防止改善計画書」を活用した継続的な支援の実施

不登校の児童・生徒に対して、小・中学校が連携して継続的な支援を行うことができるようにするため、「個別適応計画書」の一層の活用を推進する。

また、高等学校における中途退学の未然防止の取組を組織的、計画的に実施できるようにするため、「中退防止改善計画書」の一層の活用を推進する。

オ 高等学校定時制課程における中途退学未然防止対策

定時制課程第1学年における中途退学を防止するため、専門家を学校に派遣して、グループエンカウンターなど人間関係づくりを行う活動を実施し、学校や学級への帰属意識を高めさせる。

カ 「青少年リスタートプレイス」における中途退学者等に対する支援

高等学校中途退学者、高等学校への就学経験のない者、進路選択を控えた不登校の中学生の就学等を支援するため、都教育相談センター内に「青少年リスタートプレイス」を設置し、当該者やその保護者に対する相談や助言を行う。

(ア) 電話相談・来所相談

リスタート登録やつどい等に関する問合せや申込み、都立学校への入学・転学・編入学等に関する相談に応じる。

(イ) リスタート登録

リスタート登録者に対して、定期的に「リスタート通信」を送付し、進路に関する情報の提供を行う。

(ウ) 進路相談会

都立高等学校への入学についての個別相談を通して、具体的な情報を提供し、適切な進路選択ができるよう支援する。

(エ) つどい

アドバイザーからの助言を含め、心と身体のこと、就学に係る制度のこと、将来のことなどについて考え、語り合う場を提供する。

(オ) 就学サポート

高等学校中途退学者等、現に学校に籍がない者に対し、進路に関する面談を計画的、継続的に実施し、都立高等学校への就学等に向けたきめ細やかな支援を行う。

キ 「不登校・若者自立支援フォーラム」の開催

不登校の児童・生徒の学校復帰や社会的自立に向けた支援の充実と関係者の連携を推進するため、不登校の児童・生徒、保護者、教員、適応指導教室職員、教育相談担当者等を対象として、不登校を克服した人の話や不登校を解消した具体的な事例を聞く機会として、年に1回、「不登校・若者自立支援フォーラム」を開催する。

ク 学校不適応連絡会の開催

学校における不登校問題に対応するための相談や指導の在り方等について、情報交換や協議等を行うため、区市町村教育委員会の不登校問題担当指導主事等を対象として、学校不適応連絡会を開催する。

ケ フリースクール等に係わるシンポジウムの開催

不登校の児童・生徒の多様な学習機会を保障するとともに、自立に向けた幅広い支援の在り方について検討するため、フリースクール等NPO法人や民間が運営する学校外教育機関の職員、保護者、教育委員会関係者、学校教職員等が参加して協議を行うシンポジウムを開催する。

(2) 不登校・中途退学に関する実態把握と効果的な対策の検討

ア 不登校・中途退学問題に関する専門家会議における検討

公立学校における児童・生徒の不登校を未然に防止するとともに、不登校・中途退学の児童・生徒に対して、学校復帰、進路決定、将来の自立等に向けた支援を行うための総合的かつ継続的な方策等について検討するため、「不登校・中途退学問題に関する専門家会議」において、以下の点について協議を行う。

- (ア) 断続的な欠席が、長期間の不登校や中途退学に至らないようにするための、学校組織全体による支援の在り方に関すること
- (イ) 不登校及び不登校傾向の児童・生徒の個別の実態に応じた、外部機関と連携した支援の在り方に関すること
- (ウ) 区市町村教育委員会が設置する適応指導教室等における学校復帰に向けての具体的な支援の在り方に関すること
- (エ) 高等学校における中途退学防止を視野に入れた小・中学校における不登校防止等の対策の在り方に関すること
- (オ) 高等学校における中途退学防止及び中退後の支援のための具体的な方策に関すること
- (カ) フリースクール等NPO法人や民間が運営する学校外教育機関との連携をはじめ、多様な方法による学習機会の保障と、児童・生徒の将来の自立に向けた支援の在り方に関すること
- (キ) 学校や外部の機関等のいずれの場においても相談、指導を受けていない児童・生徒に対する支援の在り方に関すること
- (ク) その他、不登校や長期欠席に関する事項で、会議が必要と認めること

イ 不登校・中途退学の実態把握調査、研究の実施

小・中・高等学校における不登校及び中途退学の実態を把握し、不登校・中途退学問題の解決に向けての対策について検討するため、以下により調査、研究を行う。

(7) 調査・研究内容

- ・ 不登校の実態、原因（欠席日数・期間、不登校の要因、登校できるようになった要因、支援経過、進路、家庭環境、発達障害との関連等）
- ・ 区市町村教育委員会における不登校対策の実態（小・中連携した支援の方策、適応指導教室の運営方針、専門家の活用状況等）
- ・ フリースクール等民間教育機関における取組
- ・ 中途退学の実態、原因、その後の状況、支援経過等

(イ) 調査の方法

- ・ フリースクール等NPO法人や民間に対する調査（質問紙及び訪問）
- ・ 抽出による質問紙調査（区市町村教育委員会、校長、学級担任等対象）
- ・ 臨床心理士の同席による聴き取り調査（不登校又は不登校経験のある児童・生徒、高等学校中途退学者、フリースクール等NPOに通う子供、保護者等対象）

2 都立高校における進路指導等の取組を支援する体制の構築（地域教育支援部）

(1) 都立高校中途退学未然防止と中途退学者等への進路支援事業（モデル事業）の実施
ア 事業内容

都立高校における中途退学者及び進路未決定卒業者を次の社会の受け皿に円滑につなげるため、就労支援機関や若者支援機関と連携し、中途退学の未然防止や中途退学者等に対する進路支援等を行う。（平成 27 年度は最終年度）

イ 実施規模

区部 5 校 市部 5 校 計 10 校で実施

(2) モデル事業の成果を踏まえた本格実施に向けた体制整備

ア 本格実施の方向性について

(7) 都立高校の中途退学者をより一層減少させるため、ユース・アドバイザー等の専門的人材からなる「進路指導支援チーム（仮称）」を都立高校に派遣し、学校の取組を支援する。

(イ) 都立高校を中途退学した生徒や進路が未決定の卒業者に対し、在学中からの切れ目のない支援を、ハローワーク等関係機関とも連携して行い、将来の社会的・職業的自立につなげる。

イ 本格実施（平成 28 年度）にむけた体制整備

(7) ユース・アドバイザーの採用

「進路指導支援チーム（仮称）」を統括するユース・アドバイザーを採用し実施準備に当たる。

(イ) 都立高校中途退学者等への「個に応じた支援」事業（試行実施）

中途退学未然防止及び中途退学者への切れ目のない支援を効果的に実施するために、個に応じた支援アプローチの手法を開拓し、本格実施の事業スキームに反映させる。

体を鍛える

<主要施策 12 体力向上施策の推進>

1 子供の体力向上（指導部）

(1) 総合的な子供の基礎体力向上方策の推進

長期的に子供の体力が低下している中、平成 32 年度には、戦後において子供の体力がピークであったとされる昭和 50 年代の水準にまで向上させることを目標として、総合的な子供の基礎体力向上方策を推進する。

ア 「子供の体力向上推進本部」等の設置

平成 21 年 5 月に「子供の体力向上推進本部」を設置し、総合的な子供の基礎体力向上方策として、平成 22 年 7 月に「第 1 次推進計画」を、平成 25 年 2 月に「第 2 次推進計画」を策定した。引き続き子供の体力低下問題を社会全体で解決していくための検討を行い、平成 28～30 年度に取り組む「総合的な子供の基礎体力向上方策（第 3 次推進計画）」を策定する。

イ 東京都統一体力テストの実施

都内公立学校の全ての児童・生徒を対象とした東京都統一体力テストを実施し、児童・生徒一人一人に結果を還元し、一人一人が自ら課題を持って体力向上に取り組むことができるようにするとともに、実態把握と評価・分析に基づく授業改善を行う。また、東京都統一体力テストの調査結果を基に、新たに体力向上の目標を定め、具体的取組を行う「アクティブプラン to 2020」を、都教育委員会、区市町村教育委員会、学校が一体となって推進する。

ウ 「一校一取組」・「一学級一実践」運動の推進

都内全ての公立学校において、体力向上に向けた具体的な取組を展開するとともに、優れた取組や実践を報告書に取りまとめて配布し、参考資料として活用する。

エ 中学生「東京駅伝」大会

中学校教育の一環として、中学生の健康増進や持久力をはじめとする体力向上、スポーツの振興及び生徒の競技力の向上を目的として、区市町村対抗の駅伝競走を実施する。

オ コーディネーショントレーニングの導入・推進

脳と体幹を鍛えるコーディネーショントレーニングについて、実践研究校を 50 校指定し、都内公立学校への導入を推進する。あわせて、教員研修を実施し、普及・改善を図る。

<主要施策 13 部活動の振興>

1 部活動振興と競技力向上（指導部）

(1) 部活動の振興

部活動振興基本計画を踏まえ、指導者の減少や生徒のニーズの多様化等の課題に対応していくとともに、生徒の個性・能力の伸長や社会性、生涯にわたる文化・スポーツ等に親しむ態度を育成するために、部活動の振興を図る。

ア 運動部活動指導者講習会の開催

運動部活動の実技や事故防止等について講習会を開催し、顧問教諭の指導力向上に努める。

イ 総合体育大会への参加

総合体育大会への参加を通して、都内中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の生徒の健全育成、健康増進及び運動部活動の振興を図る。

ウ 部活動推進指定校の指定（30校）

部活動の推進及び体力の向上を図る取組を通して、特色ある学校づくりを一層推進し、生徒の体力や気力を向上させる。

エ 青少年を育てる課外活動支援事業

専門的指導や高度な技術指導を必要とする部活動に対し、相応の資格や指導力を有する外部指導員を重点的に導入する。

オ 地域との連携による都立特別支援学校の部活動振興事業

特別支援教育の充実に資するため、都立特別支援学校の部活動に地域の外部指導員を導入し、児童・生徒の個性や能力を一層伸長する。

(2) 部活動による競技力向上

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を踏まえ、運動部活動による競技力向上を一層推進する。

ア 都立高校におけるスポーツ特別強化校事業

都立高校に各スポーツを強化する部活動を50部指定し、全国大会等に出場できるよう競技力の向上を一層促進する。

イ 都立高校における県外遠征の実施

東京都と北海道夕張市による自治体間連携モデル事業の一環として、都立高校生の県外遠征を実施し、競技力の向上を図る。

(3) 体罰のない部活動の推進

学校体育団体等と連携を図り、全ての顧問教諭や外部指導員を対象として指導者講習会を開催し、基本的なスポーツの指導方法、言葉で伝える力を高める指導方法等を研修する。また、生徒の意欲を高める部活動指導を普及するため、児童・生徒の発育・発達や能力・志向に応じて、生き生きとした学校生活につながるような部活動指導を実践している顧問教諭を顕彰し、「Good Coach賞」を授与する取組などを推進する。

健康・安全に生活する力を培う

<主要施策 14 健康教育の推進>

1 学校におけるアレルギー疾患対策（都立学校教育部・地域教育支援部）

(1) ガイドライン等に基づいた体制整備の推進

学校におけるアレルギー疾患のある児童・生徒への対応については、文部科学省監修による「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（平成 20 年）に基づいた、各学校での取組が円滑に進むよう、児童・生徒のアレルギー疾患に対する学校教職員の理解と対応能力向上に向けて取り組んできた。

平成 24 年末に都内小学校における事故が起きたことから、事故再発防止のため、平成 25 年度以降、同ガイドラインを補完するマニュアル等を作成・配布するなど、児童・生徒のアレルギー事故予防体制の確保と緊急時における適切な対応の確立に向けた取組を強化している。

今後も引き続き、以下の点について重点的に区市町村教育委員会及び都立学校を支援・指導し、更なる体制の強化に向けて働きかける。

ア 「食物アレルギー対応委員会」の設置による組織的な取組と対応の強化

イ 学校給食における管理職、養護教諭、学級担任、栄養職員等の役割分担の明確化

ウ 校内研修による実践対応力の醸成

エ 緊急時（アナフィラキシー発症時）における対応

(2) アレルギー疾患対応研修の実施

平成 21 年度以降、学校教職員等を対象に、専門医を講師とした研修を実施している。平成 25 年度からは、養護教諭とアドレナリン自己注射薬を携帯する児童・生徒の担任教諭並びに学校栄養職員等を重点対象として実施しており、平成 27 年度も、研修を継続していく。

2 公立学校における食育の推進（都立学校教育部・地域教育支援部）

(1) 栄養教諭の配置による食育の推進

ア 栄養教諭の配置

平成 20 年度から各地区に栄養教諭を計画的に配置し、平成 25 年度からは複数配置を開始し、食育の推進を図っている。

栄養教諭は、配置校のみならず、各校の食育リーダーを支援しながら、配置地区全体の食育推進を担っている。食育リーダーへの指導・助言をより一層充実し、教科間の調整を図りながら、「生きた教材」である学校給食を活用した食育を一層推進するため、継続して栄養教諭を配置する。

イ 地場産物を活用した食育の実践研究

地域の自然や文化、地域の食に係る産業、自然環境の恵沢に対する児童・生徒の理解の増進を図るには、学校給食に地場産物を活用した食育が有効である。

栄養教諭は、配置地区で継続して地場産物を活用した食育の実践研究を行い、地区全体の食育の充実を図る。

研究内容

- ・地域生産者との連携
- ・地場産物を活用した学校給食のメニューの作成
- ・地場産物を活用した「食に関する指導の全体計画」の作成
- ・生産体験学習など地域に密着した食育の実践

(2) 学校給食における地産地消

農地のない都心部の学校においても地場産物を活用した食育や地産地消を行えるようにするため、東京産の農水産物も地場産物と位置付け、東京都産業労働局等と連携を図り、学校給食において、島しょを含めた東京産の水産物や地場産野菜の活用を推進する。

<主要施策 15 防災教育の充実>

1 「防災ノート」等の作成・配布（指導部）

(1) 「防災ノート」の活用・配布

ア 東京都総務局が作成する「防災ブック」について各家庭で児童・生徒が保護者とともに学習できる「防災ノート」の作成と配布（都内全公立及び私立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の全児童・生徒）

イ これまで作成した防災教育補助教材に加え、「防災ノート」を活用した防災教育を推進

(2) 防災教育補助教材の作成・配布

ア 防災教育副読本「地震と安全」の作成と配布（都内全小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の全児童・生徒）

イ 小・中学校防災教育補助教材「3.11を忘れない」の作成と配布

ウ 高等学校科目「保健」補助教材「災害の発生と安全・健康～3.11を忘れない～」の作成と配布

2 都立高校における防災教育の充実（指導部）

(1) 都立高校における防災教育の推進

ア 地域と連携した防災教育の推進を図る「防災教育推進委員会」の活動を推進

イ 様々な場面や状況を想定した実践的な避難訓練の実施

- (2) 全都立高校における一泊二日の宿泊防災訓練
 - ア 定時制・通信制課程を除く全ての都立高校等で実施する。
 - イ 災害発生時に、まず自分の命を守り、次に身近な人を助け、更に避難所の運営補助など、地域の防災活動に貢献できる人材の育成を目的とする。
 - ウ 近隣小・中学校、地域住民などと連携した防災訓練を行い、自助・共助の精神を養う。
 - エ 防災訓練では、アルファ化米等を用いた備蓄食準備訓練、体育館・教室等での就寝訓練、地域の消防署、警察署、防衛省自衛隊などと連携した初期消火訓練やAEDを用いた応急救護訓練等を行う。
- (3) 防災に関する知識・技能をもつ関係機関と連携した防災教育の推進
 - 東京消防庁、日本赤十字社、防衛省自衛隊など、防災に関する知識・技能をもつ関係機関と連携した防災訓練の実施を希望する学校を募り、関連施設での宿泊防災訓練を実施するとともに、上級救命講習等の技能講習受講を推進し、発災時に地域に貢献できる人材の育成を図る。

3 特別支援学校における宿泊防災訓練の実施【新規】（指導部）

- (1) 都立特別支援学校 20 校での宿泊防災訓練の実施
 - ア 児童・生徒の防災意識の育成を図ると共に、児童・生徒の安全確保に向けた教職員の危機管理体制を点検することを目的とする。
 - イ 児童・生徒は、障害の状態に応じて避難訓練、初期消火訓練、停電訓練、震災学習、備蓄品の利用体験、就寝訓練などを体験する。
 - ウ 教職員は、指揮命令系統の点検、初動態勢訓練、AED使用訓練、応急処置・搬送訓練、保護者への連絡体制の点検、応援要請訓練、地域と連携した避難所設営訓練などを学校の規模や地域の実情に応じて実施する。
- (2) 事業の検証と平成 29 年度全校実施に向けた取組
 - ア 特別支援学校宿泊防災訓練検討委員会を設置して、宿泊防災訓練の実施の検証と障害種別ごとの配慮事項等をまとめ、次年度の実施計画案を作成する。
 - イ 宿泊防災訓練実施校による報告会を開催し、実施結果を都立特別支援学校全体で共有する。

4 学校における安全教育の推進（指導部）

- (1) 安全教育プログラムを活用した安全教育の推進
 - 都内全ての公立学校において、「必ず指導する基本的事項」と年間指導計画等を系統的・体系的に示した安全教育プログラムの活用により、学校の教育活動全体で総合的に安全教育を推進する。
- (2) 安全教育推進校の指定
 - 安全教育プログラムの内容を都内公立学校に定着させ、幼児・児童・生徒への安全教育を一層推進するため、安全教育推進校 12 校を指定する。

教員の資質・能力を高める

<主要施策 16 若手教員の育成>

1 優秀な教員の確保（人事部）

(1) 地方会場における選考の実施

東京都内のほか、地方に複数の選考会場を設け採用選考を実施する。

(2) PRの充実・拡大

ホームページ、メールマガジン及びツイッターの配信などによるPR活動に加え、現職教員による「教員採用ナビ」を地方説明会等で積極的に活用するなど、全国の教員志望者に対して、東京都の教育の魅力や学校の魅力を様々な機会を通じて伝えていく。

(3) 教員採用候補者への支援

教員採用候補者が採用後に教員としての職務を円滑にスタートできるよう、専用のホームページによりeラーニングを活用し、サービスや情報セキュリティ、教員免許状等にかかる知識を付与するとともに、採用前実践的指導力養成講座の動画配信を行うなど、教員になるに当たって身に付けておくべき情報を、採用前に提供していく。

(4) 理科教育を推進する教員の採用

小学校での理科教育を充実するため、教員採用選考の小学校全科（理科コース）において、採用選考の受験資格に加えて中学校又は高等学校教諭の「理科」の免許状を持つ者を採用する。

2 養成段階における実践的な指導力の育成（指導部）

(1) 東京教師養成塾における養成

東京都の公立小学校及び都立特別支援学校の教員を志す都内及び近県に所在する大学の4年生等を対象に、特別教育実習、講義、ゼミナール、体験活動の4講座を実施し、教育に対する熱意と使命感を高め、豊かな人間性と実践的指導力を兼ね備えた人材の養成を目指す。

<目指す教師像>

- 社会の変化や子供・保護者の願いを的確に捉え、実践的指導力や企画力を高める教師
- 幅広い教養を身に付け、総合的な見地から課題解決に当たり、学校教育を創造する教師
- 地域や社会貢献の活動に取り組み、自らの視野を広げ、子供に夢や感動を与え将来への展望を切り拓く教師

(2) 教職大学院との連携による優秀な新人教員の養成・確保

ア 目的

都内五つの教職大学院（創価大学・玉川大学・帝京大学・東京学芸大学・早稲田大学）と協定を締結し、実践的な指導力を身に付けた新人教員を養成・確保する。

イ 教職大学院との連携の内容

優れた新人教員の養成を期して、教職大学院との連携を実施するに当たり、以下の内容で大学と協定を締結している。

また、都教育委員会と教職大学院との円滑な連携を図るため、「東京都教育委員会と教職大学院との連携協議会」を設置するとともに、都教育委員会が提示した共通カリキュラムの到達目標のシラバスへの反映状況を確認するため、五つの教職大学院での授業及び連携協力校、5校における指導状況を評価している。

<主な協定内容>

(ア) 都教育委員会は、連携する都内五つの教職大学院に「共通科目」及び「学校における実習」の「共通に設定する領域・到達目標」を示す。各教職大学院は、この「到達目標」をカリキュラム・シラバスに位置付けて指導する。

(イ) 各教職大学院の要望により、都内公立学校を連携協力校に指定し、これを提供する。

(ウ) 東京都の教員としての資質・能力を有するものとして推薦のあった者について、教員採用選考の特例を設ける。

(3) 採用前実践的指導力養成講座

教員としての第一歩を円滑にスタートできるように、採用前の段階で、学級経営、特別支援教育、保護者との信頼関係構築及び各教科等の実践的な指導力を身に付ける研修を実施する。

ア 実践的に学ぶ学級経営・学習指導

(ア) 対象者 平成 28 年度教員採用候補者名簿登載者

(イ) 講師 指導主事、校長、元公立学校長

(ウ) 内容 採用後の学級経営が円滑にできるように、講義や学校体験を通して児童・生徒理解や学級集団への指導の仕方を学ぶ。

イ 実践的に学ぶ特別支援教育

(ア) 対象者 平成 28 年度教員採用候補者名簿登載者

(イ) 講師 指導主事、校長、医師、元公立学校長

(ウ) 内容 特別支援教育の意義や発達障害等、特別な支援を必要とする児童・生徒への指導について、講義や学校体験を通して実践的に学ぶ。

ウ 保護者との信頼関係を築くために

(ア) 対象者 平成 28 年度教員採用候補者名簿登載者

(イ) 講師 指導主事等

(ウ) 内容 保護者との信頼関係や協力体制を築くための方法、学校問題解決に向けた初期対応の方法等を学ぶ。

エ 体育の実践的指導力向上

(7) 指導者講習会

- a 対象者 都内公立小学校教諭のうち、体育主任等、学校で体育の授業や体育的活動で指導的な立場にある教員と平成 28 年度教員採用候補者名簿登載者のうち小学校教諭採用予定者
- b 講師 大学教授
- c 内容 講義、体づくり運動、ゲーム・ボール運動、器械運動等

(イ) からだであそぼうウイーク

- a 対象者 平成 28 年度教員採用候補者名簿登載者のうち小学校教諭採用予定者
- b 講師 指導者講習会を受講した教員等
- c 内容 体育科授業参観、放課後運動遊び、体育科実技講習会等

オ 理科の実践的指導力向上

(7) 「理科実験」

- a 対象者 平成 28 年度教員採用候補者名簿登載者のうち小学校教諭採用予定者
- b 講師 大学教授
- c 内容 物の溶け方、植物の発芽、成長、結実、電気の利用、月と星など

(イ) 「昆虫・動物ウォッチング」

- a 対象者 平成 28 年度教員採用候補者名簿登載者のうち小学校教諭採用予定者
- b 講師 多摩動物公園職員
- c 内容 昆虫飼育（講義・実習）、動物の骨格（講義・観察）

カ 道徳の実践的指導力向上

(7) 対象者 平成 28 年度教員採用候補者名簿登載者

(イ) 講師 大学教授等

(ウ) 内容 道徳の時間の指導方法の基礎を、模範授業の参観や、講義等を通して学ぶ。

キ 外国語活動の実践的指導力向上

(7) 対象者 平成 28 年度教員採用候補者名簿登載者のうち小学校教諭採用予定者及び中学校・高等学校英語科名簿登載者

(イ) 講師 教科調査官等

(ウ) 内容 外国語活動の意義や指導方法の基礎を学ぶ。

3 若手教員の育成

(1) 「東京都教員人材育成基本方針」に基づく教員の育成（人事部）

「東京都教員人材育成基本方針」並びにこれに基づいて作成された「OJTガイドライン」及び「学校管理職育成指針」を活用して、すべての学校で意図的・計画的に教員の経験、能力及び職層に応じて、外部との連携・折衝力、学校運営力・組織貢献力の育成を促す。

そのために学校内の日常の業務遂行を通じて、学校全体としてOJTに組織的に取り組めるよう支援を行う。

都立学校では、O J Tの計画的な取組を推進し、組織的な人材育成を更に進めるため、「O J T診断基準」に基づき、順次、各都立学校の取組状況を検証し、指導・助言を行っていく。

区市町村教育委員会及び小・中学校については、「O J T診断」の手法や成果について広く周知を図り、各区市町村教育委員会及び小・中学校での取組を推進していく。

東京都教職員研修センターにおいて、引き続き、教育管理職、教育管理職候補者、主幹教諭・指導教諭及び主任教諭にO J Tの重要性の理解を図る研修の充実を図っていく。

O J Tを効果的に行うため、人事考課制度における自己申告書を活用する。自己申告書に示す職務目標の達成に向けて必要な能力を身に付けるために、目標を設定し(計画 Plan)、目標に向けて取り組んだ後(実施 Do)、成果と課題(検証 Check)を明らかにし、次の計画(改善 Action)につなげるなどの取組を通して、教員が主体的にO J Tに取り組むようにするとともに、教員一人一人の経験や能力、職層に応じた成長を促し、学校における組織的な人材育成の充実を図っていく。

(2) 東京都若手教員育成研修の実施(指導部)

ア 研修の内容と期待される成果

(7) 採用から3年間で、東京都教員人材育成方針に示された教員に求められる基本的な四つの力の基礎を育成する系統的・段階的な研修体系を構築した。

(イ) 1年次(初任者)研修では、教員としての基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得する。

(ウ) 2年次研修では、授業力の向上を中心に生活指導や学年・学級経営に関する研修等を通して実践的指導力の促進を図る。

(エ) 3年次研修では、外部との連携や学校運営・組織貢献に関する研修に重点を置き、現在の様々な教育課題への対応・解決力の拡充を図る。

(オ) 四つの力の各項目について、行動指針としての到達目標を設定し、そのために必要な研修項目や方法、具体的な研修内容を年間シラバスとして策定し、一定基準の力量を形成する。

(カ) 各年次に応じた到達目標に対して、年間2回の自己診断を実施することで、自己の課題を認識し改善に努める。また、課題を管理職及び指導教員も確認し、個別課題を解決していくなど、きめ細かい育成を可能にする。

イ 研修体系

(7) 1年次(初任者)研修

○ 校内における研修 180時間

・授業に関する研修 120時間、授業以外の研修 60時間

○ 校外における研修

・教育センター等における研修半日を10回、宿泊研修2泊3日、
課題別研修 半日を6回

(イ) 2年次研修

- 校内における研修 30 時間
 - ・ 授業に関する研修 15 時間、授業以外の研修 15 時間
- 校外における研修 半日を 3 回

(ウ) 3年次研修

- 校内における研修 30 時間
- 校外における研修 半日を 2 回
- 指導主事等の派遣による^{しっかい}悉皆の授業観察 年 1 回

(3) 新人育成教員（再任用短時間勤務）の配置（人事部）

ベテラン教員の大量退職に伴う新規教員の大量採用が続いているため、新規採用教員の育成が急務となっている。特に小学校の新規採用教員は採用直後から学級担任となるため、学級経営の円滑なスタートに向けて重点的に指導を行い、担任を担う教員としての資質・能力を高める必要がある。このため、平成 22 年度から、教員の経験を含め、社会人としての経験のない新規大学卒業者を「学級経営研修生」として指定するとともに、退職した再任用短時間勤務教員を「新人育成教員」として配置し、ペアで学級担任を担わせることを通して、学校現場における O J T を基本とした実践的研修を実施している。経験豊富で指導力のあるベテランの力を活用し、学級経営の基盤となる学習指導力、生活指導力、コミュニケーション能力等、新規採用教員の資質・能力の向上を推進していくとともに、新人育成教員を確保するため、退職者に対しては、本制度の周知を図っている。

また、新人育成教員対象の講習会、学級経営研修生の集合研修などを効果的に実施するとともに、新人育成教員の実践報告書を作成し、同報告書を活用した指導を行うことなどを通して、新規採用教員を育成していく。

4 英語科教員の海外派遣研修（指導部）

都内の公立中・高等学校の英語指導の質的向上を図るため、外国語（英語）科教員の海外派遣研修を実施する。

(1) 派遣対象

若手を中心とした外国語（英語）科教員（中学校及び高等学校）140 人

(2) 派遣先

英語圏の国（アメリカ・カナダ・オーストラリア・ニュージーランド・イギリスなど）の大学等

(3) 派遣期間

3 か月間（第Ⅰ期：6 月～8 月、第Ⅱ期：7 月～10 月、第Ⅲ期：1 月～3 月）

(4) 研修内容

- ア 英語を母語としない者への英語教授法（TESOL（Teaching English to Speakers of Other Languages））の修得
- イ 学術文献の読解、英語での速読、論文の作成等、英語力の総合的なスキルの向上
- ウ 実習（現地校の生徒に英語で指導）

エ 教育行政機関への訪問

オ 海外の伝統・文化、生活様式等の調査・研究 等

(5) 成果の普及

派遣者は帰国後に海外で学んだ最新の英語教授法等について、校内研修、他校との合同研修や区市町村教育委員会主催の研修会等における研修報告や研究授業の実施、教職員研修センター主催の研修における講師として、その成果を他の教員に還元する。また、都教育委員会主催の報告会を実施し、広く研修成果を還元する。

5 「学校リーダー育成プログラム」(人事部)

(1) 「学校リーダー育成プログラム」構築の考え方

教育管理職選考受験者数の低迷が続き、学校経営の担い手である教育管理職の確保・育成は課題である。また大量採用の時代にあつて、若手教員に対して校務の重要な役割を任せざるを得ない現状がある中、将来、教育管理職として活躍する力を有している教員に対する早期段階での学校マネジメント能力の育成が重要である。

そこで、将来、各地区等で中核となって活躍する教育管理職を発掘・育成するために、30歳代の主任教諭2年目以上にある者を選抜して、学校や区市町村教育委員会・学校経営支援センター、人事部及び教職員研修センターが協働し、計画的・継続的に学校マネジメント能力の育成を図るプログラムを構築した。

(2) 「学校リーダー育成プログラム」の流れ

ア 「学校マネジメント講座」

校長、区市町村教育委員会及び学校経営支援センターが、将来の管理職候補者として資質・能力のある主任教諭を選抜し、学校、区市町村教育委員会及び学校経営支援センターにおいて、受講者のキャリア形成や学校マネジメントに関わる講習を受講させる。

イ 「学校リーダー育成特別講座」

学校マネジメント講座修了者の中から、区市町村教育委員会及び学校経営支援センターが特に選抜した者について、人事部主催の年間3回(宿泊を含む)にわたる学校リーダー育成特別講座を受講させ、地区等の中核となる人材を育成する。

ウ 教育管理職B選考受験科目の一部免除等

学校マネジメント講座や学校リーダー育成特別講座を修了した者は、東京都教職員研修センターの教育管理職候補者B養成講座を受講することにより、教育管理職B選考の一部が免除される。また、学校リーダー育成特別講座を修了し、教育管理職B選考を受験し、合格した者については、区市町村教育委員会は、管理職としてそれぞれの地区内で昇任させること、都立学校は、管理職昇任まで引き続き自校で勤務することができる。

<主要施策 17 現職教員の育成>

1 指導教諭の活用と拡充（人事部）

(1) 指導教諭の計画的任用

都内公立学校における計画的な指導教諭の任用に向けて、必要な情報提供を行うなど区市町村教育委員会及び東京都学校経営支援センターとの連携を緊密に進めていく。

(2) 指導教諭の活用

各都立学校における指導教諭を活用したOJTの取組状況を検証し、教科主任を活用したOJTとの連携を進めるなど、更なる活用に向けた指導・助言を行う。また、小・中学校においても区市町村教育委員会を通じて各学校におけるOJTの取組状況について検証を行うことにより指導教諭を活用した仕組みの定着を図っていく。

2 教員研修の動画配信【新規】（指導部）

研修センターで実施している講義・演習の動画を配信することで産休・育休中の教員、島しょ地区の教員など研修センターで実施する研修の受講が困難な教員に対し、最新の教育情報や喫緊の教育課題とその解決の方策などを提供し、円滑な職場復帰や自己啓発を促す。

3 グローバル人材育成を支える体制の強化（人事部）

社会のグローバル化等、時代の変化に主体的に対応する教育の実現のため、グローバル人材育成を支える指導者の育成・確保を目的として、現職教員の国際貢献意欲の支援及び国際貢献経験を教育へ還元するための取組を実施する。

(1) 現職教員の青年海外協力隊等への派遣規模拡大

「現職教員特別参加制度」による青年海外協力隊等への派遣規模を拡大するため、必要な取組を実施していく。（規模：20名程度）

ア JICAと連携・協力した教員対象説明会の開催

イ 現職教員を青年海外協力隊等へ派遣する意義や帰国後の教員活用等、管理職等への事業理解の促進

ウ 応募要件を緩和する等のインセンティブ付与

(2) 現職教員の「東京グローバル・ユース・キャンプ」の現地研修

現職教員に対し、次の取組を実施していく。

ア 東京グローバル・ユース・キャンプの現地研修（規模：25名×4回）

イ JICAと連携した国際貢献に関する指導力向上研修（規模：25名×4回）

(3) 教員採用候補者選考における特別選考の実施

青年海外協力隊等への派遣経験者を対象とした特別選考を実施していく。（規模：5名以内）

4 現職教員の資質の向上（指導部）

(1) 教育研究員

ア 目的

都内各地区の教育研究活動の中核となる教員を養成することにより、東京都の教育の質の向上に資する。

イ 実施内容

共通研究テーマを「思考力・判断力・表現力等を高めるための授業改善」とし、東京都教育委員会の指導方針に従い、担当指導主事等の下、各教科等に関する内容、指導方法等の実践的研究を行う。

(ア) 総会（年1回）

事業の円滑な推進を図るため年度初めに総会を行い、研究の方向性等を確認する。

(イ) 月例会（年間12回程度）

教育研究員の所属校等を会場とし、原則として毎月1回、部会ごとに設定した研究主題についての研究を行う。

(ウ) 宿泊研究会

青梅市御岳山における宿泊施設を会場として、研究主題についての研究を行う。

- ・前期 平成27年8月17日（月）から8月19日（水）まで
- ・後期 平成27年8月19日（水）から8月21日（金）まで

(エ) 部会別発表会（年1回）

研究のまとめとして、研究報告書を作成するとともに、教育研究員の所属校等を会場として、授業公開、研究発表、研究協議等を通して研究の成果を発表する。

(2) 研究開発委員会

ア 目的

教科等及び教育課題に関わる教育内容や方法等について研究開発を行い、その成果を普及・啓発することにより、学校教育の改善・充実に資する。

イ 実施内容

(ア) 教科等に関わる研究開発委員会

共通テーマを「個々の能力を最大限に伸ばすための指導方法及び教材開発」とし、各教科等に関わる学習指導力の向上に資する具体的な研究開発を行う。

(イ) 教育課題に関わる研究開発委員会

学校（園）における教育課題解決のための教育内容や具体的な方策について研究開発を行う。

・総会（年1回）

事業の円滑な推進を図るため年度初めに総会を行い、研究の方向性等を確認する。

・定例会（年間12回程度）

委員長及び委員の所属校等を会場として定例会を開催し、委員長を中心として各研究開発委員会で設定した研究主題に基づいて研究開発を行う。定例会には、各研究開発委員会の必要に応じて大学教授などの専門家を講師として招へいすることができる。

・指導資料説明会の開催（年1回）

研究開発のまとめとして指導資料集を作成するとともに、指導資料説明会を開催して研究開発の成果を説明する。

(3) 東京教師道場

ア 目的

授業研究を通して、2年間にわたって、教授、指導主事等から継続的に指導・助言を受け、教科等の専門性を一層高めるとともに、他の教員の指導的役割を担うことができる資質・能力の向上を図る。

イ 実施内容

(ア) 部員

部員は、班に所属し、「授業力」向上に向け、継続的に指導・助言を受ける。

<対象者>

- ・東京都公立学校での教職経験年数が4年目から10年目程度の教員
- ・校長が授業力向上のためのリーダーとして育成したい教員
- ・教科等の指導において高い専門性を身に付けようとする教員

(イ) リーダー

リーダーは部員の授業力向上に対する助言を行うとともに、自ら資質・能力の向上を図る。

<対象者>

- ・教育研究員を修了した教員
- ・東京教師道場で部員として修了した教員
- ・校内等で若手教員育成の実績のある教員
- ・教科等の指導において専門性が高い教員

(4) 長期派遣研修

ア 大学院派遣研修（新教育大学）

(ア) 目的

現職教員を新教育大学大学院に派遣し、教科等における専門性を養い、優れた教育実践を展開できる力を身に付けた指導的立場の教員の育成を図る。

(イ) 実施内容

- ・対象 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校
原則として主任教諭以上
- ・派遣期間 2年間
- ・派遣先 兵庫教育大学大学院・上越教育大学大学院・鳴門教育大学大学院
- ・研修内容 派遣先の大学院の定めたカリキュラム等に基づき研修・研究を行い
修士学位取得を目指す。

イ 大学院派遣研修（大学院設置基準第14条適用大学院）

(ア) 目的

現職教員を、大学院設置基準第14条を適用している大学院に派遣し、教科等における高い専門性を身に付けた指導的立場の教員の育成を図る。

(イ) 実施内容

- ・対象 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校
原則として主任教諭以上

- ・派遣期間 1年間
ただし、修学年限は2年間とする。修学2年次は、所属校で勤務を行い、勤務時間外に通学する。
- ・派遣先 大学院設置基準第14条適用大学院を設置する大学院
- ・研修内容 派遣先の大学院の定めたカリキュラム等に基づき研修・研究を行い修士学位取得を目指す。

ウ 大学院派遣研修（教職大学院）

(ア) 目的

現職教員を教職大学院に派遣し、地域や学校において指導的役割を果たすことのできる確かな指導理論と優れた実践力や応用力を身に付けた教員の育成を図る。

(イ) 実施内容

- ・対象 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校
- ・派遣期間 1年間
- ・派遣先 創価大学教職大学院・玉川大学教職大学院・帝京大学教職大学院
東京学芸大学教職大学院・早稲田大学教職大学院
- ・研修内容 派遣先の教職大学院の定めたカリキュラム等に基づき研修・研究を行い、専門職学位（教職修士）取得を目指す。

エ 東京都教員研究生

(ア) 目的

東京都公立学校の教員が、教職員研修センターにおいて研究・研修を行うことにより、学校経営や学習指導等について高い専門性を備え、指導的役割を担う学校教育のリーダーの育成を図る。

(イ) 実施内容

- ・対象 幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校
- ・派遣期間 1年間
- ・派遣先 教職員研修センター（水道橋）
- ・研修内容

○カリキュラム開発研究

教員研究生が、自ら設定した研究主題に基づき、授業改善に向けての研究に取り組む。また、研究内容の充実のため、研究開発学校や他府県の研修センター等への訪問調査を実施する。

○教育課題研究

教職員研修センターが行う教育課題研究に取り組む。

○教員研究生全体研修

学校教育において指導的役割を担うための能力を育成するための研修や、大学院の教授による教育行政学に関する講義を受講する。

○教育行政研修

教職員研修センターの各課に所属し、各課の業務補助を行うとともに、研修運営等の教育行政の実務の一翼を担う。

5 人事交流の促進による人材の育成（人事部）

現在、公立学校では、教員の大量退職に伴い、経験の少ない若手教員の割合が高まっており、人材の育成と活用が喫緊の課題となっている。

そのため、平成24年度に、これまで、小・中学校、高等学校、特別支援学校と、校種別に定めていた「教員の定期異動実施要綱」を一本化するとともに、新たに、ステージ制や異校種間人事交流の仕組みを整え、引き続き、人事交流の一層の促進を図っていく。

(1) ステージ制の導入

若手教員の人材育成を図るためには、広域的な人事異動や校種を越えた人事異動を促進し、多様な学校経験を積ませることが重要である。

そこで、平成24年度、区部と市部の間、通常の学級と特別支援学級の間、小・中学校と特別支援学校の間など、教育環境が大きく異なる学校間の異動を促す仕組みである「ステージ制」を導入した。この仕組みを活用し、これまで以上に計画的な人材育成を図る。

(2) 異校種間人事交流の促進

特別支援教育を担う専門性の高い教員の育成や確保、児童・生徒の発達段階に応じた教科指導や生活指導の向上等を図ることを目的として、平成24年度の異動要綱の改正と併せ、小・中学校、高等学校、特別支援学校の間で、期限を定めた異動を行い、期間終了後は元の校種に戻り成果を還元することができるよう、仕組みの充実を図った。

このことにより、例えば、小・中学校と特別支援学校の間、又は高等学校と特別支援学校の間的人事異動においては、特別支援教育を必要とする児童・生徒に専門性の高い教育を行っていく上で中核となる教員の専門性をさらに向上させる効果が期待できる。また、例えば、同一地域の中学校と高等学校の間的人事異動においては、教科指導や生活指導の継続性を確保し、地域全体の教育力を向上させる効果が期待できる。

平成27年度も、これらの仕組みを活用した人事交流を行うことにより、人材育成の促進を図る。

<主要施策 18 体罰根絶に向けた取組の推進>

1 「体罰根絶に向けた総合的な対策」に基づく取組の推進（都立学校教育部・指導部・人事部）

(1) 体罰防止に関する教員研修の徹底

校長は全教員に対し、毎年度初めに、体罰関連行為のガイドライン、体罰禁止についての基本的考え方、学校としての方針について周知・徹底を図る。また、都教育委員会は、教員の意識を改革するため、経験年数や職層に応じて体罰防止に関連する研修を繰り返し実施する。

服務事故再発防止研修として実施しているアンガーマネジメント研修や、大学の研究者の協力を得て、体罰を指導の手段とする誤った認識のある服務事故者を対象としてプログラム開発を行った「指導方法・意識改善プログラム」（平成26年度試行的事業）を本格実施する。

(2) 体罰をチェックする機能の強化

体罰関連行為のガイドラインを基に、実際の指導場面を映像化したDVDを活用し、教員はもとより、児童・生徒、保護者を交えて視覚的に確認し、共通認識を深める。体罰等の実態を的確に把握するため、引き続き体罰等実態調査を実施する。

(3) 体罰を容認する風土を刷新するための取組

保護者や地域の関係者に対し、保護者会、学校公開、学校運営連絡協議会等の様々な機会を捉えて、体罰禁止の趣旨と学校の取組を説明して理解を求め、体罰否定の考え方について啓発する。保護者や地域の関係者に対し、学校をより一層公開して、学校の考え方の広報と指導内容・方法の開示に努めるとともに、学校評価アンケート等を活用し学校外からの評価を受ける。

(4) 体罰のない部活動の推進

ア 学校体育団体等と連携を図り、全ての顧問教諭や外部指導員を対象として指導者講習会を開催し、基本的なスポーツの指導方法、言葉で伝える力を高める指導法等を研修する。また、生徒の意欲を高める部活動指導を普及するため、児童・生徒の発育・発達や能力・志向に応じて、生き生きとした学校生活につながるような部活動指導を実践している顧問教諭を顕彰し、「Good Coach 賞」を授与する取組などを推進する。(再掲)

イ 学校に外部指導員を導入する場合、委嘱・承諾書等の契約行為を文書で明確に行うとともに、外部指導員と契約を交わす際には、体罰等の違法行為があった場合、契約を解除することについて、あらかじめ確認することを引き続き徹底する。

<主要施策 19 教職員のメンタルヘルス対策の取組の推進>

1 教職員のメンタルヘルス対策（福利厚生部）

(1) 早期相談体制の充実

精神の不調を覚えた段階で、土曜日及び日曜日に、周りの目を気にすることなく医療機関ではない場所で相談できるよう、区部と多摩地区にそれぞれ相談窓口を設置している。

(2) 啓発

「こころの病」に対しては「早期自覚」「早期対処」が重要との認識に立って、様々な啓発活動を展開する。

ア 学校等が開催するメンタルヘルスセミナー等に臨床心理士を講師として派遣

イ 新規採用教員に対して、個別カウンセリングやセミナーを実施

ウ 全校に配布したDVDや全教職員に配布する啓発冊子を基に校内研修を実施

(3) 副校長ベーシックプログラム

副校長は学校経営の要であり、副校長が欠けると、学校運営に多大な影響が生じる。このため、新任副校長を対象として、総合的な人材育成の一環として、健康相談によるからだのケア、カウンセリングによるこころのケアとともに、実務的な講義や演習などを内容とする「副校長ベーシックプログラム」を実施する。

(4) ストレス検査の実施

精神的不調は、本人も周囲も早い段階では気づきにくく、本人が不調を自覚しないと相談や受診につながりにくい傾向がある。このため、定期健康診断実施時にストレス検査を行い、本人の早期自覚を促す。

(5) リワークプラザ東京における復職支援

リワークプラザ東京では、精神疾患で休職した教員の円滑な職場復帰と再休職の防止を目的として、学校で行う職場復帰訓練に対して、精神科医である健康相談員や、臨床心理士と校長OBによる復職アドバイザーを配置し、復職に向けた支援を行う。

(6) メンタルヘルス対策会議

関係各部及び専門家を交えた「メンタルヘルス対策会議」を設置し、精神疾患の原因分析から復帰後のケアまで、教職員のメンタルヘルスについて総合的に取り組んでいる。

2 教職員の健康管理（福利厚生部）

(1) 定期健康診断

ア 都立学校教職員の健康保持・増進を図るため、学校保健安全法、労働安全衛生法等に基づき、一般健康診断（呼吸器系健診、生活習慣病健診、消化器系健診）、採用時及び復職後健診、特定化学物質・有機溶剤等取扱業務従事者健診を実施する。特別健診として、女性健診、VDT健診、腰痛健診、C型肝炎ウイルス検査及び前立腺がん検査を実施する。夏季休業期間中における巡回健診や健診機関で実施する来院健診枠の拡大を図り、一般健康診断の受診機会確保に努める。

イ 「教職員健康管理システム」を活用して、定期健康診断の受診促進を図る。また、健診結果が緊急に医療機関で受診をすべき値の場合は、本人及び管理職に緊急連絡を行うほか、二次健診の受診対象者に対して受診勧奨を実施し、疾病の予防や早期発見につなげていく。

(2) 都立学校労働安全衛生管理体制

ア 安全衛生組織

都立学校教職員の職場における安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進するため、東京都立学校安全衛生組織等設置規程に基づき、都教育委員会は「都立学校安全衛生委員会」を設置し、各都立学校に労働安全衛生に関する情報を提供するとともに、各都立学校は教職員数規模に応じて、安全衛生委員会や産業医・衛生管理者等を設置している。

イ 産業医に対する研修会の実施

都立学校産業医に対して、メンタルヘルスを中心とした研修会を年に3回実施する。

ウ 衛生管理者資格取得支援

都立学校教職員が衛生管理者の資格を取得するための講習会等への参加に対し、公費負担を行う。

エ 保護具の措置

都立学校に勤務する職員の労働災害及び健康障害を防止するため、東京都立学校労働安全衛生保護具設置規程に基づき、一般技能職員に対し、保護具を措置する。

質の高い教育環境を整える

<主要施策 20 都立高校改革の推進>

1 都立高校改革の推進

(1) 都立高校改革推進計画の策定

都教育委員会は、都立高校の更なる改革に向けて計画的に取り組むべき施策について平成 24 年 2 月に長期計画を策定し、主体的な施策の展開と学校での実践を通じて、都立高校の改革に取り組んでいる。

(2) 都立高校改革推進計画の目的等

ア 都立高校改革推進計画の目的

本計画は、教育基本法の理念を踏まえ、都立高校が「生徒を真に社会人として自立した人間に育成する」ことを目的とするものであり、これからの都立高校が都民の期待に応えるため、課題の解決を図り、今後の展望を明らかにする総合的な計画である。

イ 都立高校改革推進計画の目標

本計画の目的を達成するため、以下の五つの目標を定めるとともに、当該目標の達成のため「生徒一人一人の潜在能力を顕在化し伸ばす教育の実践」を基本的な考え方として、各施策を展開する。

五つの目標

目標Ⅰ 社会的自立の基盤となる力の確立

自立に必要な知・徳・体を育成し、都立高校卒業時まで、社会人として必要な力を着実に身に付けさせる。

目標Ⅱ 変化する社会の中での次代を担う人間の育成

現在の日本社会が直面する様々な課題の中で、職業的自立に必要な力を育成し、グローバル社会で活躍する人間を輩出する。

目標Ⅲ 生徒の育成を担う教員の資質・能力と学校経営力の向上

プロ意識を涵養し、高い専門性と優れた指導力を備えた教員を育て、校長のリーダーシップの下、一丸となって生徒を育成する学校とする。

目標Ⅳ 生徒一人一人の能力を最大限に伸ばす学校づくりの推進

課程、学科やタイプに応じ、生徒の能力を伸ばす教育実践の場を提供する。

目標Ⅴ 質の高い教育を支える教育諸条件の整備

入学者選抜制度の改善、ICT環境の充実、施設・設備の整備、就学機会の提供など、質の高い教育を支える様々な条件を着実に整備する。

ウ 計画期間及び長期計画と実施計画

本計画は、今後の都立高校改革の基本的な方向を示すものとして、計画期間を平成 24 年度から平成 33 年度までの 10 年間とした長期計画とする。

長期計画の実現に向けた具体的な計画として実施計画を策定し、公立中学校卒業生数の推計や社会状況の変化等を勘案しながら、3～4年ごとに定める。

なお、実施計画策定時には、進行中の実施計画の事業検証を行い、必要な修正を行う。

実施計画の区分	計画期間	策定期期
第一次実施計画	平成 24 年度から平成 27 年度まで	平成 24 年 2 月
第二次実施計画	平成 28 年度から平成 30 年度まで	平成 27 年度中
第三次実施計画	平成 31 年度から平成 33 年度まで	平成 30 年度予定

2 ものづくり人材等の育成に向けた取組の推進（都立学校教育部・指導部）

(1) ものづくり人材の育成

ア 小・中学校段階からのものづくり教育

(ア) わくわくどきどき夏休み工作スタジオ

工業高校や産業高校において、夏季休業期間中を活用して、小・中学生を対象としたものづくり教室を実施するとともに、親子でものづくりを体験できる「親子ものづくり教室」も講座に設定し、保護者向けの工業高校に関する PR 活動を充実・強化するなど、ものづくり人材の育成を行う。(19校、1,500人)

イ 産業界のニーズに応えるカリキュラム等の実施

(ア) デュアルシステムの推進

生徒に実践的な技術・技能を身に付けさせるため、企業において長期就業訓練を行い、それを単位認定し、企業と生徒の双方が合意すれば卒業後にその企業に就職することも可能としている「東京版デュアルシステム」を、平成 16 年度から六郷工科高校で実施している。

この成果を踏まえ、更に4校の工業高校に拡大することとし、平成 23 年度には、葛西工業高校及び多摩工業高校に、平成 24 年度からは、北豊島工業高校及び田無工業高校に導入した。

今後も、デュアルシステム実施の主旨を踏まえ、ものづくり人材を育成していく。

(イ) 工業高校における職業訓練機関との連携

職業能力開発センターにおいて、都立工業高校生等を対象にした資格取得のための夏季集中講座を継続して実施し、参加生徒の拡大を図る。

(ウ) 企業OBを含めた熟練技能者の活用

都立工業高校での授業に熟練技能者を外部人材として活用することにより、より高度な技術・技能の習得を図る。

ウ 複線型ものづくり人材育成ルートの構築（工業高校から高等専門学校への編入促進）

都立工業高校から都立産業技術高等専門学校（以下「高専」という。）への編入枠を設け、毎年度、数名の生徒が編入学している。引き続き、高専及び所管する総務局と連携して、高専への編入学の魅力を生徒に周知し編入学を促進するとともに、編入学後の生徒が円滑に高専での学習に適應することができるよう、入学予定者に対して数学等の補講を実施する。

(2) 専門高校の改善

ア 生徒の技術・技能の習得

生徒の専門性の向上を図るため、専門高校の生徒が在学中に身につけるべき技術・技能や資格・検定を「都立専門高校技能スタンダード」として策定した。平成 26 年度は、これに基づき推進校 12 校において、有用な資格の取得を促進するなど、社会が求める専門的な技術・技能を確実に習得させた。平成 27 年度は、全専門高校で実施する。

イ 専門高校教員の指導力の向上

専門高校教員の専門的指導力、技術力の向上を図るため、研修や教員が企業等を訪問する機会を充実していく。

ウ 専門教育の見直し・充実

産業の動向など社会の変化に対応した専門教育を展開するため、専門高校のニーズ調査結果を踏まえた都立専門高校改編基本構想検討委員会での検討を基に、専門高校改編の基本計画の検討を推進する。

<主要施策 21 特別支援教育の充実>

【東京都特別支援教育推進計画について】

東京都における特別支援教育の推進の方向性を明らかにする総合的な計画として、平成 16 年 11 月に 10 年間の長期計画である「東京都特別支援教育推進計画」を発表し、併せて平成 19 年までを計画期間とする第一次実施計画を策定した。

その後、平成 19 年 4 月に学校教育法の一部の改正が行われ、従来の特殊教育から特別支援教育へ転換が図られ、盲・ろう・養護学校は特別支援学校に一本化されるとともに、幼稚園、小・中学校、高等学校等において、発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒に対して適切な教育を行うこととされた。

こうした動向を踏まえ、平成 19 年 11 月に、平成 20 年度から平成 22 年度までを計画期間とする第二次実施計画の策定を行った。

さらに、都立知的障害特別支援学校の在籍者数の増加に対応するための普通教室の確保、小・中学校における知的な遅れのない発達障害児への支援体制の整備、適切な就学の推進を重要な課題として位置付け、平成 22 年 11 月には、平成 23 年から平成 28 年までを計画期間とする第三次実施計画を策定した。

○本計画の基本理念

発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒の一人一人の能力を最大限に伸長するため、乳幼児期から学校卒業後までを見通した多様な教育を展開し、社会的自立を図ることのできる力や地域の一員として生きていける力を培い、共生社会の実現に寄与する。

1 特別支援教室の導入に向けた支援など発達障害教育の推進（都立学校教育部・指導部）

(1) 区市町村における特別支援教育推進体制

公立小学校においては、平成 28 年度から順次全ての学校に「特別支援教室」を導入し、在籍校において発達障害の状態等に応じた個別指導や小集団指導を実施する体制を整備する。

平成 27 年度は、この小学校への円滑な特別支援教室の順次導入に向けた区市町村支援として、教室環境整備費等の補助事業を実施する。

(2) 都立高等学校等における特別支援教育体制

ア 発達障害の生徒の指導に関する理解推進

発達障害の生徒の指導に関する理解推進に向けて指導資料の作成や研修に取り組む。

イ 都立高等学校等における特別支援教育体制の充実

全ての高等学校等における特別支援教育を充実させるため、特別支援教育コーディネーターの研修や協議会を充実させ、関係機関、専門家等との適切な連絡調整や校内の特別支援教育に関する委員会の円滑な実施等を支援していく。

ウ 個に応じた指導の充実

個別の教育支援計画や個別指導計画の作成・活用に関する検討委員会や知的障害特別支援学校の取組を参考にした進路指導の充実に関する検討委員会を設置し、個に応じた指導の充実を図る。

エ 心理の専門家による相談支援体制

東京都特別支援教育推進室が拠点となり、引き続き、都立高等学校等からの要請に応じて、発達障害に関する専門的な判断や指導に関する相談・助言のできる心理の専門家を派遣して巡回相談を実施する。

(3) 第三次実施計画策定以降の新たな取組【新規】

ア 専門家活用等の研究事業の実施

公立小・中学校の通常の学級及び都立高等学校に在籍する発達障害の児童・生徒への支援の充実と円滑な学級運営を図るため、支援員や医師等専門家の活用についての研究を行う。

イ 発達障害教育に関する教員研修の充実

発達障害の児童・生徒に対し、全ての教員がその役割に応じた適切な指導・支援を行えるよう教員の職層や経験に応じた研修を充実する。

2 都立知的障害特別支援学校における規模と配置の適正化の推進（都立学校教育部）

(1) 都立知的障害特別支援学校の在籍者の増加に対応するため、新設及び増改築等再編整備を中心に都立特別支援学校の規模と配置の適正化を図り、教育環境の改善を進める。

(2) 都立江東地区第二養護学校（仮称）の開校準備

平成 28 年 4 月に、知的障害教育部門（小学部・中学部）を設置する都立江東地区第二養護学校（仮称）を開校するため、開設準備室において準備を行う。

3 都立知的障害特別支援学校における就労支援の取組の推進（都立学校教育部・指導部）

(1) 都立水元小合学園の開校

知的障害が軽い生徒を対象に専門的な職業教育を行う高等部就業技術科を設置する都立水元小合学園を平成 27 年 4 月に開校する。平成 29 年 4 月には、肢体不自由教育部門（小学部・中学部・高等部）を併設する予定である。

(2) 職能開発科の設置に向けた準備

知的障害特別支援学校高等部に設置している就業技術科 5 校に加え、高等部普通科に在籍する知的障害が軽度から中度の生徒を対象に、生徒の就労実現に向けた基礎的な職業教育を行う高等部職能開発科を 10 校程度の新設に向け準備し、障害の程度に応じたきめ細かい職業教育や就労支援により、生徒の職業的自立と社会参加を促進していく。

(3) 知的障害特別支援学校高等部普通科における就労支援

知的障害特別支援学校高等部普通科に在籍する一人でも多くの生徒の就労を実現し、生徒の自立と社会参加を促進するため、企業ニーズを踏まえ、個々の可能性を伸ばす就労支援を展開する。

<主要施策 22 子供たち一人一人に応じた手厚い支援体制の構築>

1 児童・生徒の問題行動等への対策の強化（指導部）

(1) スクールカウンセラー活用事業の推進

平成 25 年度から、全小・中学校、中等教育学校、高等学校にスクールカウンセラーとして、児童・生徒の臨床心理に関して高度に専門的な経験を有する臨床心理士等を配置している。

ア 職務

いじめや不登校の未然防止、改善及び解決並びに学校内の教育相談体制等の充実を図るため、児童・生徒へのカウンセリング、教職員や保護者に対する助言及び援助、情報収集等を行う。

イ スクールカウンセラー連絡会及び同配置校連絡会の実施

学校におけるスクールカウンセラーによる教育相談の一層の充実を図るため、スクールカウンセラーを対象とした連絡会を年間 3 回、配置校校長及びスクールカウンセラー活用事業の担当指導主事等を対象とした連絡会を年間 1 回ずつ実施し、スクールカウンセラーの専門性を生かした取組、学校の教育相談体制の構築、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの連携の推進に向けて、連絡、協議、情報交換を行う。

(2) スクールソーシャルワーカー活用事業の拡大

平成 20 年度から、スクールソーシャルワーカーを配置する区市町村に対して補助を行い、配置地区の拡大を図っている。

平成 27 年度は、区市町村への配置の拡充を一層推進するとともに、都立学校への配置について試行する。

ア 職務

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、児童・生徒の生活指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童・生徒が置かれた環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、問題を抱える児童・生徒の支援を行う。

イ 区市町村における取組

区市町村教育委員会が、管下の小・中学校に在籍する児童・生徒を支援するため、教育と福祉の両面に関して専門的な知識・技術を有する者等を選考し、学校に派遣するなどの方法により、スクールソーシャルワーカーを配置している。

都教育委員会は、事業に係る経費の補助を行っており、区市町村の配置拡充に向けた支援の充実を図っている。

また、都教育委員会は、スクールソーシャルワーカーに対して指導・助言を行うスーパーバイザーを、区市町村教育委員会に配置するなどの支援を行っている。

ウ 都立学校における取組

高等学校や特別支援学校において、児童・生徒の問題等に対して、福祉的な支援を行うことができるようにするため、モデル校を指定し巡回して支援を行うなど、都立学校におけるスクールソーシャルワーカーによる効果的な支援の在り方について検討を行う。

(3) 教育相談事業の推進

ア 電話相談、来所相談及び電子メールによる相談

(ア) 教育相談

幼児から高校生相当年齢の子育て、いじめ、不登校、集団不適應、学業不振、発達障害、体罰、学校でのセクシュアル・ハラスメントなど、家庭教育や学校教育に関わる相談を実施する。

(イ) 高等学校進級・進路・入学相談

高等学校の進級、進路、入学、卒業や高等学校卒業程度認定試験などに関する相談や情報提供を行う。

(ウ) 東京都いじめ相談ホットライン

いじめの問題に悩む子供や保護者からの電話による相談を、24時間体制で実施する。

(エ) リーフレット、ポスター、相談カードの配布

イ 学校や家庭への支援

(ア) 専門家アドバイザースタッフの派遣

児童・生徒の関わるいじめ、不登校、集団不適應等の問題の解決のため、専門家アドバイザースタッフを学校等に派遣する。

(イ) 学生アドバイザースタッフの派遣

児童・生徒等の不登校、登校しぶり、いじめ等の問題の解決に資するため、児童・生徒に対する話し相手及び遊び相手として、学生アドバイザースタッフを学校等に派遣する。

(ウ) 要請訪問の実施

学校、教育相談所（室）及び適応指導教室等における教職員等の教育相談に係る資質の向上や、校内における教育相談体制の改善・充実を図るため、学校等からの要請に応じて、教育相談センター所員等を派遣する。

ウ 教育相談体制の充実

(ア) 都立学校への支援

児童・生徒の抱える問題の解決のため、都立学校の教職員に対して教育相談的視点から支援を行い、学校の相談体制の構築や教育相談活動の充実を図る。

(イ) 教育相談機関との連携の推進

各区市町村教育相談機関との連携を促進し、実態を踏まえた支援を行うことにより、都全体の教育相談機能の向上を図る。

(4) 学校と家庭の連携推進事業

「家庭と子供の支援員」等を学校に配置し、学校生活において克服すべき課題のある児童・生徒に直接関わるとともに、その保護者からの相談に応じる。

(5) ふれあい月間の実施

児童・生徒のいじめ問題及び不登校問題について、学校が継続的かつ意識的に取組を推進するとともに、取組の工夫改善を図るため、重点月間として、6月・11月を「ふれあい月間」として指定する。

(6) セーフティ教室の実施

児童・生徒を犯罪の被害から守るとともに、非行を防止するための教育を推進するため、全公立学校において、保護者・地域住民の参加の下、警視庁をはじめ児童・生徒の健全育成のための関係機関や団体等との連携により、年に1回以上「セーフティ教室」を開催する。

(7) 生活指導担当指導主事連絡会の開催

区市町村教育委員会の生活指導担当の指導主事の参加により、いじめ、不登校等の問題解決に向け、協議、情報交換、事例検討等を行うため、年に5回、「生活指導担当指導主事連絡会」を開催する。

(8) 生活指導研修資料の活用

教職員向けの指導資料リーフレット「暴力のない学校づくりに向けて」「子供の命を守ろう」「学校におけるいじめ問題の解決に向けて」「いじめを許さない、見逃さない」を活用して研修を行うなど、児童・生徒の問題行動の未然防止等の対応を充実させる取組を推進する。

2 「いじめ総合対策」の推進（指導部）

平成26年6月に、「東京都いじめ防止対策推進条例」が成立したことを受け、同年7月、都は、公立学校・私立学校を対象として「東京都いじめ防止対策推進基本方針」を策定するとともに、都教育委員会は、公立学校を対象として、「いじめ総合対策」を策定した。全ての学校において、以下のいじめの防止等の対策を確実に実施する。

(1) いじめ問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた子供の心に長く深い傷を残すものであり、どの学校でもどの学級にも起こり得るという認識の下、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要がある。

(2) いじめ問題への対応に当たって念頭に置くべきポイント

ア ポイント1 教員の指導力の向上と組織的対応《学校一丸となって取り組む》

イ ポイント2 子供からの声を確実に受け止め、子供を守り通す
《被害の子供を守る》

ウ ポイント3 いじめを見て見ぬふりせず、声を上げられる学校づくり
《周囲の子供に働き掛ける》

エ ポイント4 保護者・地域・関係機関との連携《社会総がかりで取り組む》

(3) 四つの段階に応じた具体的な取組

ア 未然防止 ～いじめを生まない、許さない学校づくり～

(ア) 教員の指導力の向上と組織的対応

- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく、学校いじめ対策委員会による組織的対応
- ・ 学級担任による問題を抱えた子供への積極的な働き掛け
- ・ 学校サポートチームを活用した外部機関等との連携による対応
- ・ いじめに関する研修の実施

(イ) いじめを防止し、いじめを見て見ぬふりしないための取組

- ・ 「いじめに関する授業」の実施
- ・ 弁護士等を活用した法教育の実施
- ・ 児童会・生徒会による主体的な取組への支援
- ・ 都教委作成の「いじめ防止カード」の活用

イ 早期発見 ～いじめを直ちに発見できる学校づくり～

(ア) いじめの「見える化」① ～子供の日常生活からいじめの萌芽^{ほうが}を素早く察知～

- ・ 定期的な「生活意識調査」の実施
- ・ 小学校第5学年、中学校第1学年、高等学校第1学年を対象とした、スクールカウンセラーによる全員面接の実施
- ・ 定期的な個人面談の実施
- ・ 全教員による校内巡回等を通じた子供の観察
- ・ 関係機関との連携による学校非公式サイト等の監視

(イ) いじめの「見える化」②

～被害の子供、周囲の子供からのいじめ情報の確実な受信～

- ・ 効果的な「いじめ実態調査」の実施・分析・活用
- ・ 学校いじめ相談メール等の実施

(ウ) 学校いじめ対策委員会によるいじめの確実な発見

- ・ 子供の行動の記録、ファイリングの徹底
- ・ ファイリングされた情報や生活意識調査等により把握した情報の共有
- ・ 「いじめ発見のチェックシート」の活用による確実な発見

- (エ) 保護者・地域との連携
 - ・ 学校便りや保護者会の積極的な活用
 - ・ 保護者相談の実施
 - ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの保護者への紹介
 - ・ 児童館や学童クラブとの連携
- ウ 早期対応 ～いじめを解決し、繰り返さない学校づくり～
 - (ア) 学校いじめ対策委員会を核とした対応
 - ・ 把握した情報に基づく対応方針の策定
 - ・ 学校いじめ対策委員会を核とした役割分担の明確化
 - (イ) 被害の子供・加害の子供・周囲の子供への取組
 - ・ 被害の子供の安全の確保とスクールカウンセラー等を活用したケア
 - ・ 加害の子供に対する組織的・継続的な観察・指導等
 - ・ いじめを伝えた子供の安全の確保
 - (ウ) 所管教育委員会・関係機関との連携
 - ・ 所管教育委員会への報告と所管教育委員会による支援
 - ・ 学校サポートチームを通じた警察・児童相談所等との連携・協力
 - (エ) 保護者・地域との連携
 - ～いじめの情報や学校の方針を早期から発信して共有～
 - ・ いじめ対策保護者会の開催
 - ・ P T Aとの連携
 - ・ 地域人材を活用した登下校時の見守りなどの実施
- エ 重大事態への対処 ～学校、保護者、地域が一体となって子供を守り通す～
 - (ア) 被害の子供の保護・ケア
 - ・ 被害の子供に対するマンツーマンでの保護
 - ・ スクールカウンセラーによるケア
 - ・ スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問を通じた家庭状況の把握とケア
 - ・ 適応指導教室への通級等の実施
 - (イ) 加害の子供への働き掛け
 - ・ 別室での学習の実施、警察への相談・通報、懲戒や出席停止
 - ・ 加害の子供とその保護者に対するケア
 - (ウ) 所管教育委員会・関係機関との連携
 - ・ 所管教育委員会への報告と連携
 - ・ 児童相談所等の福祉機関や医療機関との連携
 - ・ 都教委のいじめ等の問題解決支援チームの活用
 - (エ) 保護者・地域との連携
 - ・ いじめ対策緊急保護者会の開催
 - ・ 民生・児童委員、児童館、学童クラブとの連携
 - (オ) いじめ防止対策推進法に基づく対応
 - ・ 法第 28 条及び第 30 条に基づく調査

(4) いじめ総合対策の取組の徹底

いじめ総合対策に示す取組の確実な実施と、その取組状況の不断の検証のため、都教育委員会作成の「いじめ総合対策チェックシート」を活用するなどして、区市町村教育委員会及び学校は、定期的な点検・評価を行う。

(5) 都教育委員会の取組

ア いじめ防止教材及び指導資料活用の推進

各学校で、いじめの未然防止等に向けて、「いじめに関する授業」や校内研修を効果的に実施できるようにするため、都教育委員会作成のいじめ防止のためのDVD教材「STOPいじめ ～あなたは大丈夫?～」及び「いじめについて考えてみよう ～あなたの周りでこのようなことはありませんか?～」や、指導資料「いじめ問題に対応できる力を育てるために ―いじめ防止教育プログラム」を活用できるよう周知・徹底を図る。

イ 問題解決に向けた第三者的相談機能の充実

学校だけでは解決困難ないじめ等の問題で緊急性があり、かつ専門家等からの助言が必要と判断される問題について、必要に応じて少人数の専門家等による「いじめ等の問題解決支援チーム」を結成し、学校や教育委員会等からの相談に応じるなど、早期の問題解決を図る。特に緊急性のある問題などについては、同支援チームが、学校を訪問するなどして、直接助言を行う。

ウ 東京都いじめ問題対策連絡協議会における協議

「東京都いじめ防止対策推進条例」第10条第3項の規定に基づき設置された「東京都いじめ問題対策連絡協議会」において、次に掲げる事項について協議を行う。

(ア) 都、区市町村又は公立・私立学校におけるいじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策の推進に関する事項

(イ) いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携に関する事項

(ウ) その他いじめの防止等のための対策に必要な事項

エ 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会における調査審議

東京都いじめ防止対策推進条例第11条第7項の規定に基づき設置された「東京都教育委員会いじめ問題対策委員会」は、次に掲げる事項を所掌する。

(ア) 都教育委員会の諮問に応じ、都及び区市町村の教育委員会並びに公立学校のいじめの防止等のための対策の推進について調査審議し、答申する。

(イ) 教育委員会及び公立学校のいじめ防止等のための対策の推進について、必要があると認めるときは、都教育委員会に意見を述べることができる。

(ウ) 都立学校においていじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態が発生した場合には、同項に規定する組織として同項に規定する調査を行い、その結果を都教育委員会に報告する。

オ いじめ等に関わる相談事業担当者連絡会の開催

都が実施している各種相談事業（生活文化局、福祉保健局、病院経営本部、警視庁、教育庁）を相互に連携させ、いじめ等の問題に対する全庁的な相談体制を図るため、いじめに関わる相談事業担当者連絡会を開催する。

3 外国人の子供に対する教育の充実（都立学校教育部・指導部）

(1) 日本語指導が必要な外国人生徒の実態の把握

都教育委員会は、文部科学省が実施する「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入状況等に関する調査」に、平成 19 年度から中学校卒業後の進路希望や在籍期間など都独自の調査項目を加えて実態調査を実施している。

なお、文部科学省が平成 20 年度から本調査を隔年実施としたため、調査未実施の年度については、都教育委員会が独自に実態の把握に努めている。

(2) 都立学校における外国人生徒に対する日本語指導等の充実等

ア 都立学校における日本語指導が必要な外国人生徒のうち、現在学校において、日本語指導等の特別な指導を受けていない生徒を対象に、1 学年の年間にわたって、外部人材派遣による個別指導を行う。

イ J S L（第二言語としての日本語）カリキュラムを普及・啓発するための教員研修の実施

日本語指導と教科指導を統合し、学習活動に参加する力の育成を目指したカリキュラムについての研修を実施し、教員の日本語指導についての力量を高める。

(3) 「在京外国人生徒対象」の募集枠の検討

中学校における日本語指導が必要な在京外国人の生徒数の動向や、入学者選抜の応募状況等を勘案し、「在京外国人生徒対象」の適切な募集枠の在り方について検討する。

(4) 外国人児童・生徒相談

ア 外国語による教育相談の充実

- ・ 中国語、英語、韓国・朝鮮語の通訳を配置し、電話相談及び来所相談による対応を行う。
- ・ 週 1 日 4 時間、原則として金曜日の午後に相談を受ける。
- ・ 主として、日本の学校制度に関すること、就学や都立高校への入学に関すること、学校での生活に関すること等に関する相談を受ける。

イ 進路相談会

- ・ 中国語、英語、韓国・朝鮮語の通訳を配置し、通訳を介した進路に係る個別相談会を行う。

(5) 外国人児童・生徒相談に関する情報提供

ア 相談者に応じた情報提供

- ・ 区市町村等の外国人相談窓口の設置の有無及び相談窓口を設置していない場合の対応方法を調査し、相談者の居住地に応じた相談先や相談方法等の情報提供を行う。

イ 外国人児童・生徒相談の周知及び活用の促進

- ・ 公立学校日本語学級等への事業リーフレット等の作成及び配布を通じ、外国人児童・生徒相談の周知と活用の促進

4 学校問題解決サポート事業（指導部）

(1) 学校問題解決サポートセンターの概要

ア 基本方針

- (ア) 学校と保護者や地域住民との間で生じた、学校だけでは解決困難な問題についての相談を受け、子供のことを第一に考え、公平・中立の立場で、よりよい解決策を提案する。

イ 体制

- (ア) 非常勤職員である学校問題支援員（退職校長） 3名
- (イ) 常勤職員である指導主事 1名、事務職 1名
- (ウ) 専門家等（委嘱）：弁護士、精神科医、臨床心理士、退職警察官、行政書士、民生・児童委員代表、保護者代表

ウ 対応

- (ア) 学校経営支援センター、区市町村教育委員会、学校、保護者・地域住民からの電話相談に対して、経験豊富な退職校長や指導主事等が助言する。
- (イ) 相談を受けた案件を協議し、必要に応じて専門家等の助言を受けながら回答する。
- (ウ) 解決困難な案件については、当事者間で互いに解決に向けて取り組むことを合意した上で、専門家等が双方の意見を聞き、公平・中立的な立場として解決策を提示する。

(2) 学校・区市町村教育委員会等へのサポート

学校問題の未然防止や学校の初期対応能力向上に向けた取組

ア 専門家等による講演会・個別相談会の実施

講演会（年 3 回予定）・個別相談会（年 8 回予定）、学校管理職等対象

イ 学校経営支援センター・区市町村教育委員会主催の講演会や学校の校内研修会等への講師派遣

ウ 学校問題解決サポートセンター連絡会の開催

年 2 回予定、区市町村教育委員会指導主事・学校経営支援主事対象

(3) 問題解決に向けた第三者的相談機能の充実（再掲）

学校だけでは解決困難ないじめ等の問題で緊急性があり、かつ専門家等からの助言が必要と判断される問題について、必要に応じて少人数の専門家等による「いじめ等の問題解決支援チーム」を結成し、学校や教育委員会等からの相談に応じるなど、早期の問題解決を図る。特に緊急性のある問題などについては、同支援チームが、学校を訪問するなどして、直接助言を行う。

5 小学校との連続性を踏まえた就学前教育の充実（指導部）

(1) 就学前教育カリキュラム増補版の作成

幼稚園・保育所・こども園における教育・保育の質の向上を図るため、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成 26 年 4 月告示）の内容を反映させた就学前教育カリキュラム増補版を作成する。

(2) 就学前教育プログラム及び就学前教育カリキュラムの更なる活用の促進

就学前教育プログラム及び就学前教育カリキュラムの更なる活用の促進を図り、幼稚園・保育所・こども園と小学校とが連携を強化し、教員等の研修を工夫・改善するなど、就学前教育と小学校教育の担当者が、それぞれに連続性を踏まえた教育を推進できるように支援する。

また、就学前教育カリキュラム及び就学前教育カリキュラム活用ハンドブックの活用を促進することを通して、就学前教育施設において、小学校教育との連続性を踏まえた教育・保育の内容や方法の見直し及び改善を推進する。

(3) 教育・保育関係者及び一般都民に向けた理解推進

就学前教育と小学校教育との円滑な接続及び就学前教育の重要性について、教育・保育関係者及び一般都民を対象とした講演等を通して、更なる理解推進を図るとともに、就学前教育プログラム及び就学前教育カリキュラム等、都教育委員会作成資料の趣旨及び内容について、一層の啓発を図る。

6 小・中学校適正規模化推進（地域教育支援部）

都内公立小・中学校の児童・生徒数は、昭和 50 年代半ばをピークに減少に転じ、平成 10 年代以降は、おおむね横ばいの状況にある。平成 27 年度における児童・生徒数は、最大規模時と比べ約半分となっているのに対し、都内公立小・中学校数は、最大規模時と比べ 9 割強となっており、児童・生徒数の減少幅に比べ学校数の減少幅は小さくなっているため、学校が小規模化している。

小規模校には利点もある一方で、児童・生徒同士の切磋琢磨^{せつさくたくま}が困難であることや、人間関係が固定化しがちであることなどの課題が指摘されている。

都教育委員会は、平成 18 年度に実施された小・中学校の適正規模に関する意見交換会における区市町村教育委員会からの要望を踏まえ、平成 19 年度から「新しい学校づくり重点支援事業」を開始した。

「新しい学校づくり重点支援事業」では、適正規模・適正配置に伴って設置される公立小・中学校を「新しい学校づくり重点支援校」として指定し、新しい学校づくりを人的・財政的に支援している。この事業により、平成 19 年度の開始以来平成 27 年度までの間に、公立小学校 88 校を 45 校に、中学校 39 校を 19 校に適正規模化する取組を支援してきている。

7 公立小・中学校、中等教育学校前期課程通常の学級の学級編制（地域教育支援部）

(1) 学級編制の仕組みと制度の変遷

公立小・中学校、中等教育学校前期課程の学級編制については、国が義務教育の全国的水準の維持向上を図るため、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（以下「標準法」という。）で、一学級の児童・生徒数の標準を定め、これに基づき都道府県教育委員会が基準を定めている。

平成 23 年 4 月の標準法の一部改正により、小学校第 1 学年に係る学級編制標準が

1 学級当たり 40 人から 35 人に改められたため、都教育委員会は、東京都公立小学校、中学校及び中等教育学校の前期課程の学級編制基準（以下「東京都学級編制基準」という。）を改正し、小学校第 1 学年について、1 学級当たりの児童数を 35 人とした。

また、同改正では、区市町村が地域や学校の実情に応じ、弾力的に学級を編制できるようにするため、学級編制について、区市町村教育委員会から都道府県教育委員会への同意を要する協議の義務付けを廃止し、事後の届出制とするとともに、個別の学校の実情に応じて、少人数指導やティームティーチングを実施するなど、弾力的な運用を許容することとした。

さらに国は、平成 24 年度から、教員の加配により小学校第 2 学年においては、1 学級当たりの児童数を 35 人とする学級編制を可能とする予算措置を行うこととしたため、都教育委員会は平成 24 年 4 月 1 日付けで東京都学級編制基準の備考欄を改正した。

なお、都教育委員会は、中 1 ギャップ等の予防・解決のため、平成 25 年 4 月 1 日付けで東京都学級編制基準の備考欄を改正し、都独自の教員加配により、中学校第 1 学年において 1 学級当たりの生徒数を 35 人とする学級編制を可能としている。

(2) 学級編制に関する都教育委員会の考え方

平成 13 年の標準法の一部改正により、国の基準を下回る学級編制基準を定めることができるようになり、40 人を下回る学級編制基準を設定することが法的には可能になったが、都教育委員会は、生活集団としての教育効果を考えた場合、児童・生徒が互いに切磋琢磨し、社会的適応能力を育むため、学級には一定の規模が必要と考えている。

さらに、基礎学力の向上に配慮して、きめ細かな指導を行っていくためには、教科等の特性に応じた多様な集団を編成できる少人数指導が有効であると考えており、引き続き、その充実に努める。

<平成 27 年度 東京都学級編制基準（通常の学級）>

学校の種類	学級編制の区分	1 学級の児童又は生徒の数
小学校	同学年の児童で編制する学級	40 人 (第 1 学年の児童で編制する学級にあつては、35 人)
	連続する二つの学年の児童で編制する学級（複式学級）	10 人
中学校及び 中等教育学校 前期課程	同学年の生徒で編制する学級	40 人

備考

- 1 小学校第 2 学年及び中学校第 1 学年にあつては、同学年の児童又は生徒で編制する学級の基準により算定した学級の平均の児童又は生徒の数が 35 人を超える場合において、一学級の児童又は生徒の数を 35 人として、学級を編制することができる。
- 2 小学校の連続する二つの学年の児童で編制する学級で、一つの学年（第 1 学年及び第 6 学年を除く。）の児童数が 6 人以上の場合並びに第 1 学年及び第 6 学年にあつては、その学年を一つの学級として編制する。

	小学校			中学校		
	児童数(人)	学級数(学級)	1学級当たりの児童数(人)	生徒数(人)	学級数(学級)	1学級当たりの生徒数(人)
区 部	348,916	11,610	30.05	136,410	4,058	33.62
市 部	199,753	6,491	30.77	90,401	2,632	34.35
町 村 部	4,228	190	22.25	1,983	93	21.32
全 都	552,897	18,291	30.23	228,794	6,783	33.73
全 都 (25.5.1)	550,096	18,228	30.18	228,446	6,788	33.65

(注) 日本語学級の在籍児童・生徒数及び学級数を除く。

都立中学校及び中等教育学校前期課程の在籍生徒数及び学級数を除く。

(3) 日本語学級の設置

区市町村教育委員会は、外国籍の児童・生徒や中国・韓国からの帰国児童・生徒など、日本語能力が十分でない児童・生徒に対し、日本語の習得を目的とする授業を行うことにより、通常の教科についての学習理解及び生活習慣の習得を容易にし、教育効果の向上を図るため、都教育委員会の要綱に基づき、日本語学級を設置している。

日本語学級は昭和 46 年から設置され、平成 26 年度には、小学校では 11 区 3 市の 19 校に 30 学級、中学校では 5 区 1 市の 8 校に 12 学級が設置されている。

(4) 義務教育未修了者に対する施策

区市町村教育委員会は、学校教育法施行令により、任意の判断で二部授業（夜間学級）を行うことができるとされている。中学校夜間学級は、戦後の混乱期における家庭的、経済的理由による中学校の長期欠席者の就学対策として、昭和 26 年に設置されたものであり、現在は、病気等やむを得ない事情により学齢を超過し、義務教育未修了となった者を入学許可の条件としている。

平成 26 年度には、都内 7 区 1 市の 8 校に中学校夜間学級が設置されており、都教育委員会では、設置区市への財政措置等を行い、整備充実を図っている。

また、学校教育法の附則により行うことができる通信教育課程については、千代田区立神田一橋中学校に設置されている。

なお、学齢を超過した義務教育未修了者は、文部科学省が実施する「中学校卒業程度認定試験」を受験することが可能であり、都教育委員会も本試験の実施に協力している。

8 小1問題・中1ギャップの予防・解決のための教員加配（地域教育支援部・人事部）

小学校や中学校への入学直後の時期は、その後の充実した学校生活を子供たちが送るための基礎を固める重要な時期である。この時期に、小1問題や中1ギャップが発生すると、子供たちに学力を身に付けさせる上での基盤を構築することが困難であることから、1学級35人の学級編制を可能とする教員加配を行っている。対象校は、学校の実情に応じて、学級規模の縮小のほか、ティームティーチングなどを選択することができる。

なお、標準法の改正により、小学校第1学年には35人学級編制が導入されたため、小学校第2学年及び中学校第1学年については、教員を加配し、1学級35人編制を可能としている。

9 小・中学校の校務改善の推進（人事部）

平成24年3月8日に校務改善の基本的な実施方針である「小中学校の校務改善推進プラン」を策定した。本推進プランは、役割分担の明確化（経営支援部の設置により、教職員間の役割分担の明確化を図る等）や業務改善（調査・報告、各種通知・配布物の縮減及び改善の取組等）等の具体的方策を提案している。

平成26年度は、434校が経営支援部を設置し、組織的な業務遂行や役割分担の明確化など、様々な校務改善の取組を実践してきた。こうした取組を都内の全公立小・中学校に普及・拡大させるため、都教育委員会は区市町村教育委員会と連携し、公立小・中学校の校務改善の取組を積極的に支援していく。

(1) 都教育委員会の取組

ア 校務改善月間

11月を校務改善月間とし、各校の実態に応じた校務改善の取組を推進

イ 校務改善表彰

校務改善に関して功績をあげた団体や貢献度の高い個人に対して表彰を実施

ウ 校務改善ニュースの発行等

(2) 都教育委員会及び区市町村教育委員会が一体となった取組例

ア 「学校の負担軽減のための調査、通知、配布物の縮減・改善指針」の実施

イ 非常勤職員情報提供システムの運用

(3) 学校及び区市町村教育委員会の主体的な取組例

ア 経営支援部設置校の更なる拡大や経営支援機能の強化

イ 各校務分掌における教職員間の役割分担の明確化

<主要施策 23 都立学校における組織体制の充実>

1 校長のリーダーシップに基づく組織的學校経営の推進（都立学校教育部）

(1) 学校経営計画の策定

学校の自律的改革を推進し、教育の質的向上を図るため、各学校が自ら学校経営計画を立て、教育活動を実施し、その自己評価を行い、改善を図るマネジメントシステムを導入している。

学校経営計画に基づく取組の実施については、支援センターが「学校経営指標」「経営参画ガイドライン」を活用し、各校の組織的な取組状況を把握し、指導、助言を行い、マネジメントシステムに基づく自律的な学校経営を推進する。

(2) 自律経営推進予算

校長がリーダーシップを発揮するためには、予算面での裁量権限についても拡大する必要がある。このため、これまで各学校へ画一的に予算配付し、学校の主体性が発揮しにくかった予算制度を見直し、校長が主体的に予算執行計画の策定から執行までを行う仕組みである自律経営推進予算を導入している。

自律経営推進予算の編成には、経営企画室が積極的に関与し、学校経営計画との整合性を高める必要があるため、「学校経営指標」「経営参画ガイドライン」の活用等により経営企画室の経営参画を更に促し、特色ある都立学校づくりを推進していく。

(3) 重点支援校制度

学校経営計画に定める目標に対し、先進的な取組を行う計画を持ち、高い成果が見込まれる都立高校を重点支援校として指定しており、学校経営面、人事面及び指導面で、学校の状況に応じ、必要な指導・助言・支援を行うことにより、学校の改革を一層推進する。

このことにより、他の都立高校へも活性化を図るための創意工夫を促進する波及効果を生み出すとともに、都民に信頼される魅力ある都立高校づくりを進めていく。

重点支援校指定校数

平成15年度	15校	平成19年度	9校	平成23年度	11校
平成16年度	14校	平成20年度	9校	平成24年度	5校
平成17年度	12校	平成21年度	9校	平成25年度	6校
平成18年度	15校	平成22年度	9校	指定校数累計	114校

(4) 教科主任・教科会による組織的学習指導の推進

教科主任・教科会による、各教科の指導の目標・方針の共有や授業進度の調整、教科指導に関する校内での人材育成の取組等について、支援センターが年間の学校訪問を通じて検証し、組織的学習指導の徹底を図るとともに、目標達成に向けて継続的な指導を実施する。

<主要施策24 教育環境の整備・充実>

1 耐震化の推進（都立学校教育部・地域教育支援部）

都教育委員会は、平成26年に修正された「東京都地域防災計画」、平成23年11月策定の「東京都防災対応指針」及び平成24年3月策定の「東京都第四次地震防災緊急5箇年計画」並びに平成24年3月改正の「東京都耐震改修促進計画」に基づき、学校における震災対策を推進する。

(1) 都立学校における震災対策の推進

都教育委員会では、阪神・淡路大震災を契機とし、災害時における児童・生徒等の安全を確保するとともに、被災した都民の避難場所としての機能を充実するため、東京都耐震改修計画等に基づき、都立学校校舎等の耐震補強や改築を計画的に推進し、平成22年度末までにすべての都立学校の耐震化を完了した。

一方、平成23年3月に発生した東日本大震災においては、全国の多くの学校施設で天井材、照明器具、外壁（外装材）など非構造部材の落下による被害が発生した。都立学校でも一部かつ軽微ではあるが、天井材が落下するなどの被害が発生したことから、今後、特に天井高が高く致命的な事故につながるおそれがある屋内運動場を優先して、天井材等の落下防止対策を計画的に実施している。

ア 屋内運動場の非構造部材の耐震化

平成24年度に実施した専門家による総点検の結果を踏まえて平成25年度から3か年（27年度まで）の耐震化改修工事を計画的に行っている。

イ 校舎棟等の非構造部材の耐震化

平成25年度に実施した専門家による総点検の結果を踏まえ、平成26年度から耐震化改修工事を計画的に行っている。

(2) 公立小・中学校における震災対策の推進

ア 公立学校施設耐震化支援事業

学校施設は、児童・生徒が一日の大半を過ごす活動の場であるとともに、災害発生時には地域住民等の避難場所としての役割を果たすことから、その安全性の確保は極めて重要である。

平成20年6月に地震防災対策特別措置法が改正・施行され、公立小・中学校等の校舎等について、国庫補助率引上げ等を内容とする公立学校施設の耐震化促進措置が平成27年度まで講じられている。

都教育委員会としても、学校施設の緊急性・重要性に鑑み、全ての小・中学校等の耐震化を早急に進めるため、都独自の支援事業を平成20年度から実施している。

また、東日本大震災を契機に、その重要性が再認識された非構造部材の耐震化についても、平成25年度から支援事業を実施している。

(7) 構造体耐震化財政支援

- ・国庫補助単価と実勢単価との単価差補助
- ・国庫補助金と起債可能額を除く設置者負担額の補助

(イ) 非構造部材耐震化財政支援

- ・国庫補助金と起債可能額を除く設置者負担額の補助

(ウ) 非構造部材耐震化人的支援

区市町村へ専門的技術者（建築士等）の活用を促し、非構造部材の耐震化を支援（文部科学省「公立学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策加速化事業」を活用）

イ 都内公立小・中学校及び幼稚園施設の耐震診断及び耐震改修状況

平成26年4月1日現在における公立学校の耐震改修状況調査の結果では、公立小・中学校及び幼稚園の建物（校舎及び屋内運動場）7,095棟のうち、旧耐震基準により建築された建物は5,120棟、全棟数に占める割合は72.2%であり、耐震診断が終了した建物は5,117棟、耐震診断実施率は99.9%である。

耐震診断の結果、耐震性を有する建物及び既に補強済みの建物は5,068棟であり、新耐震基準により建築された建物1,975棟と合わせた耐震化率は、99.3%となっている。

都教育委員会は、設置者である区市町村が国及び都の補助制度を十分活用し、学校施設の耐震化の早期完了を図るよう、指導・助言を行っていく。

(平成 26 年 4 月 1 日現在) (単位：棟)

校種	全棟数	S57以降	S56以前	S56以前の 全棟数に 占める割 合	耐震診断 実施棟数	耐震診断 実施率	S56以前建 築の棟で耐 震性がある 及び既に補 強済の棟数	耐震化率
幼稚園	196	69	127	64.8%	124	97.6%	124	98.5%
小・中学校	6,899	1,906	4,993	72.4%	4,993	100.0%	4,944	99.3%
合計	7,095	1,975	5,120	72.2%	5,117	99.9%	5,068	99.3%

【出典：文部科学省 耐震改修状況調査】

2 冷房化の推進 (都立学校教育部・地域教育支援部)

(1) 公立学校施設冷房化支援特別事業

児童・生徒の良好な教育環境を確保するため、都教育委員会は、公立小・中学校の普通教室に冷房を導入する市町村に対し、国の補助に上乗せした都の補助を平成 22 年度から実施してきた。

平成 26 年度からは新たに防音性が求められる等の早急に教育環境の整備が必要な特別教室（図書室、音楽室、視聴覚室及びパソコン教室）の冷房化について、その整備経費の一部を補助することにより、区市町村立小・中学校の冷房化を支援している。

(2) 都立学校における冷房化の推進

都立高校については、新たに各特別教室の使用状況等を把握し、冷房化対象教室を選定するとともに、整備計画を策定するために必要な学校施設・電気設備の状況等の調査を実施する。さらに、都立特別支援学校の体育館の冷房化を推進する。

3 校庭芝生化の推進 (都立学校教育部・地域教育支援部)

(1) 公立小・中学校の芝生化 (緑の学び舎づくり補助事業)

- ・ 校庭芝生化整備工事費、調査設計費等の補助
- ・ 芝生の専門的維持管理経費の補助 (補助期間 5 年間)
- ・ 屋上緑化、壁面緑化の整備補助

(2) 公立幼稚園の芝生化

- ・ 園庭芝生化整備工事費、調査設計費等の補助
- ・ 芝生の専門的維持管理経費の補助

(3) 校庭芝生化に係る人材の派遣、育成

- ・ 「校庭グリーンキーパー」(芝生の専門家)の学校への派遣(技術的な指導・助言)
- ・ 芝生リーダー養成講習会の開催

(4) 校庭芝生化に向けた普及・広報等

- ・ 芝生化未実施校への天然芝の出前
- ・ 校庭芝生化に係る情報発信(「校庭芝生化ニュースレター」)
- ・ 企業やNPOから構成される「東京芝生応援団」による芝生化校への支援
- ・ 校庭芝生化地域連携事業

<都内区市町村立小・中学校(※)における校庭芝生化の実績(見込み)>

都内区市町村立学校数	1,914校	平成26年5月1日現在
校庭を芝生化した学校	438校	平成26年度末現在
芝生化面積合計	約55ha	平成26年度末現在

※ 区立中等教育学校及び区立特別支援学校を含む。

(5) 都立学校の環境改善(芝生化)

- ・ 平成26年度末までの実績(見込み) 102校 約24.9ha
- ・ 平成27年度の予定 新規10校 増設1校

4 校門等への防犯カメラの整備の推進【新規】(地域教育支援部)

(1) 公立小・中学校等防犯設備整備事業

学校内への不審者侵入の抑止・初期対応などの学校内の安全確保の取組を推進するため、都教育委員会は、公立幼稚園及び小・中学校等への防犯カメラの設置・更新を行う区市町村に対し、都独自の支援事業を実施していく。

<主要施策25 ICT環境の整備>

1 公立学校におけるICT環境の整備(総務部・地域教育支援部・指導部)

(1) 公立小・中学校ICT教育環境整備支援事業 **【新規】**

ア 出前ICT環境整備事業・ICTアドバイザー事業

区市町村教育委員会によるICT環境整備に係る計画等作成を促進するため、区市町村教育委員会が指定するモデル校に、可動式パソコン、電子黒板、アクセスポイント等を貸し出す。また、モデル校におけるICT環境を活用する授業をサポートするため、ICTの専門家を派遣する。

イ 公立学校施設校内LAN整備工事支援事業

児童・生徒の良好な教育環境を整備するため、都教育委員会は、公立小・中学校施設における校内LANの整備を実施する区市町村に対し、その整備費の一部を補助することにより、区市町村立小・中学校のICT環境の整備を支援する。

(2) 都立学校におけるICT環境の充実

ア 都立高等学校・中学校におけるICT環境の充実

都立高等学校・中学校におけるICT環境の更なる充実を図るため、これまで配備したパソコンやプロジェクター等のICT機器に加え、生徒用のタブレット端末等を配備し、調べ学習やグループ学習等が実現可能な環境を整備する。

イ 都立特別支援学校におけるICT環境の充実

都立特別支援学校におけるICT環境の更なる充実を図るため、これまで配備したICT機器や障害者用支援機器に加え、児童・生徒用のタブレット端末等を配備し、個に応じた学習が実現可能な環境を整備する。

(3) 小・中学校教員対象 ICT活用研修の実施（小・中 各1講座）

ア 研修内容

児童・生徒の思考力・判断力・表現力等を育成するため、協働学習や双方向型の授業における ICTの活用について、実践的な知識や技術及び技能を身に付け、自らの授業改善を図る。

イ 研修方法

可動式パソコンや電子黒板等を関連付けて活用する演習を通して、個別学習からグループ学習や一斉指導へと展開する方法や、児童・生徒の思考を可視化したり瞬時に共有化したりする方法等について実践的に理解する。

<取組の方向 8 におけるその他の事務事業>

1 都立高校入学者選抜採点システムの導入【新規】（都立学校教育部）

都立高校の入学者選抜において、3か年にわたり、多数の学校で3,000件を超える採点の誤りが判明した。

採点の誤りは、受検した生徒の人生を左右することにつながり、断じてあってはならず、都民の都立高校に寄せる信頼を大きく損なう結果となった。

都教育委員会は、採点の誤りが発見された直後から、学校職員と教育委員会事務局職員により総力を挙げて答案の点検を行った。また、「都立高校入試 調査・改善委員会」を設置して、外部有識者や保護者の視点を入れながら、あらゆる面から誤りが発生した原因を究明し、実効性のある再発防止・改善策の検討を行い、「都立高校入試・採点誤りに関する再発防止・改善策」を策定した。

(1) 都立高校入学者選抜（学力検査に基づく選抜）の採点誤りの状況

採点誤りが見つかった事実を受け、都立高校と東京都教育委員会では、平成25年度、平成24年度、平成23年度に実施した都立高校入学者選抜における学力検査の不合格者の答案について、再点検を実施した。その結果、学力検査を実施した8割を超える学校で採点誤りが見付き、その件数は、3か年で3,000件を超えるとともに、本来合格者であったにもかかわらず、不合格となった受検者が18校で22人いることが明らかになった。

[参考資料：採点の誤りの状況]

区 分		平成 25 年度 実施分	平成 24 年度 実施分	平成 23 年度 実施分	総 計
点検実施校数・答案枚数		175 校 220,000 枚	127 校 139,000 枚	56 校 約 63,000 枚	175 校 約 422,000 枚
誤りのあった学校数		158 校	117 校	52 校	165 校
誤りの件数		1,418 件	1,289 件	345 件	3,052 件
追加合格	学校数	13 校	6 校	-	18 校
	人 数	16 人	6 人	-	22 人

(2) 都立高校入試の採点誤りに関する再発防止・改善策

【策定に当たっての基本的な考え方】

- 学校現場の視点も加味された「都立高校入試 調査・改善委員会」の提言を踏まえ、実効性の高い方策を総合的に展開する。
- 再発防止・改善の取組みが着実かつ円滑に進むよう、方策の実施に向けた具体的な進め方とスケジュールを明らかにする。

ア 採点・点検に専念できる十分な時間と環境を確保する。

(ア) 学力検査翌日から合格発表日の前日までの日数を現行の3日間から4日間とする。

(イ) 学力検査翌日と翌々日の2日間については、生徒を登校させない。

(ウ) 連続作業による集中力等の減衰を避けるため、原則、作業50分ごとに10分間の休憩を設ける。

イ マークシート方式を導入する。

記号選択式問題の解答形式については、マークシート方式を導入する。

ウ 採点・点検方法を抜本的に見直す。

(ア) 読み上げ方式による採点・点検を2系統で行う。

(イ) 作文等の記述式問題についても採点・点検は、2系統で行う。

(ウ) 合格発表日までに、合否ボーダーライン上下の一定範囲にある受検者の答案を再点検する。

(エ) 採点・点検業務の詳細を定めた「採点・点検実施要項」を新たに作成する。

エ 採点誤りを起こしにくい仕組みをつくる。

(ア) 完全正答を求める出題形式を変更する。

(イ) 点数の計算誤りを防止するため、解答用紙に各問題の点数を記入する欄を設ける。

(ウ) 正答表の様式を解答用紙の様式と同一の様式に改める。また、部分点を与える際の基準を示す。

(エ) 採点・点検の責任の所在を明確にするため、「解答用紙綴り」の様式を改善する。

オ 採点・点検に対する意識を高める

(ア) 東京都教育委員会で作成した「採点・点検実施要項」に基づき、各学校で新たに作成する「採点・点検実施要領」に採点・点検業務の意義の重要性について明記する。

(イ) 初任者研修や職層研修等の研修内容に入学者選抜に関する内容を組み込む。

カ セーフティネットの構築

(ア) 合格発表以降、受検者から申出があった場合は、採点済みの答案の写しを交付する。

(イ) 合格発表後、年度内に他校同士で点検を行う相互点検を実施する。

(ウ) 答案の保存期間を現行の1年から3年に延長する

キ 再発防止・改善策の効果検証

ク 安心して都立高校入試に臨んでいただくために

受検者が安心して都立高校入試に臨むことができるよう、受検者、保護者及び中学校に対し、様々な手段を講じて、周知を図る。

(3) 新たな採点システムの導入

受検者が中学校で身に付けた学力等を的確にみることができるように、記号選択式問題と記述式問題を併用する現行の出題形式を維持しつつ、ヒューマンエラーを防止する方策として、平成 27 年度入学者選抜において、一部（20 校）のモデル実施校において、マークシート方式を試験的に導入した。

モデル実施校においては、記号選択式問題については、読み取り機により、記述式問題については、パソコンを使用した採点（以下「デジタル採点」という。）を行った。

このデジタル採点を行うことで、記号選択式問題のヒューマンエラーと考えられる採点誤りを防ぐとともに、記述式問題における採点時間の確保を図っている。

〔マークシート方式モデル実施校〕

三田高等学校	本所高等学校	東高等学校	深川高等学校
小山台高等学校	駒場高等学校	雪谷高等学校	桜町高等学校
芦花高等学校	豊多摩高等学校	文京高等学校	北園高等学校
石神井高等学校	小松川高等学校	府中高等学校	昭和高等学校
調布南高等学校	狛江高等学校	東大和高等学校	久留米西高等学校

平成 27 年度は、モデル実施校における効果と課題について検証し、平成 28 年度入学者選抜における全面導入に向けて検討する。

家庭の教育力向上を図る

<主要施策 26 学校と家庭の連携事業>

1 学校と家庭の連携推進事業（指導部）

(1) 家庭と子供の支援員の配置

ア 配置の目的・配置先について

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生活指導上の課題に対応するため、問題を抱える児童・生徒に直接関わるとともに、その保護者からの相談に応じる「家庭と子供の支援員」（民生・児童委員、保護司、青少年委員、退職教員、退職警察官、心理学系大学生など）を小・中学校に配置する。

イ 活動内容等について

「家庭と子供の支援員」と教員が家庭訪問等を行い、児童・生徒やその保護者へのアドバイスや情報提供等を行う。

(2) 学校と家庭の連携推進会議の設置

「家庭と子供の支援員」を配置した小・中学校に、学校管理職及び教職員と「家庭と子供の支援員」を構成員とした学校と家庭の連携推進会議を設置し、支援が必要な児童・生徒やその保護者についての情報交換及び対応についての協議を行う。

(3) スーパーバイザーの配置

対応が困難な事例などに対しては、スーパーバイザー（弁護士、医師、臨床心理士など）が、「家庭と子供の支援員」に対して、定期的に助言を行う。

<主要施策 27 地域における家庭教育支援活動の促進>

1 地域における家庭教育支援の取組支援（地域教育支援部）

地域の実情に応じた乳幼児期からの家庭教育支援活動の促進を図るため、区市町村における支援人材の育成、地域の人材を生かした支援活動、家庭教育に関する学習機会の提供等の取組を支援する。

2 広域的な家庭教育の啓発（地域教育支援部）

乳幼児期からの子供の教育の重要性について、全ての保護者に対して啓発を図る。

(1) 0歳児保護者向け資料の作成、配布

(2) 小学校入学前生活リズム教材の作成、配布

(3) ウェブサイトによる情報提供

地域・社会の教育力向上を図る

<主要施策 28 地域等の外部人材を活用した教育の推進>

1 学校支援ボランティア推進協議会の設置促進（地域教育支援部）

(1) 地域人材の養成・研修

「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」と連携し、コーディネーターの養成・研修やコーディネーターのネットワークづくりを支援していく。

【平成 26 年度】 コーディネーター研修実績 3 回

(2) 情報提供の充実

各地区の特色的な実践事例等を収集し、啓発資料や広報誌等を活用した情報提供を行い、区市町村における「学校支援ボランティア推進協議会事業」の推進を支援する。

【平成 26 年度】 事業実施地区数（交付決定数） 23 区市町 894 校

2 「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」の取組の充実（地域教育支援部）

(1) 「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」の概要

企業・大学・NPO等の社会的資源が有する専門的教育力を学校内外の教育活動に効果的に導入する仕組みづくりを行う協議会で、都内各地で展開される学校・家庭・地域・社会の協働を進め、教育力の再構築を図るための取組を支援する。

会員団体数：429 団体（平成 26 年 12 月現在）

(2) 協議会の取組

ア 施策課題ごとに課題別部会を設置し、具体的な教育プログラムの開発や実践を行う。

平成 26 年度 設置部会

- (ア) 都立学校支援部会
- (イ) 教育支援コーディネーター部会
- (ウ) 区市町村支援部会
- (エ) 地域・団体連携協働部会

イ 取組内容

平成 25 年度 取組実績

- (ア) 都立学校のニーズに応じた体験型学習の機会の拡大
- (イ) 地域で活躍する教育支援コーディネーターの育成・支援
- (ウ) 学校内外の地域教育の担い手育成
- (エ) 学校と地域が連携した防災教育の推進

3 教育庁人材バンク事業（人事部）

学校における外部人材の活用を円滑に実施していくためには、学校と教育委員会が連携を図り、必要な人材を確保していくことが重要である。

このため、平成 22 年度から「教育庁人材バンク」を設置し、多種・多様な外部人材を広域的に確保して、専門のコーディネーターが学校のニーズに対応した人材を的確にマッチングしていく仕組みを作り、安定的かつ効果的な外部人材の活用を図ってきた。

今後も学校の教育活動をより効果的に支援していくため、教員を目指す大学生等、学校からの要望の多い人材を増やすとともに、ホームページによる有効な活用事例の紹介や人材情報の公開など環境を整備することにより、外部人材の活用を推進していく。

<主要施策 29 地域における多様な教育活動の充実>

1 放課後子供教室推進事業（地域教育支援部）

(1) 研修機会の充実

放課後子供教室の運営の中核を担うコーディネーターをはじめ、教育活動サポーターやボランティア等を対象に、「地域人材の発掘・活用、子供の発達障害理解」など教室運営や子供への関わり方等をテーマとした研修機会の充実を図るなど、区市町村を支援していく。

平成 26 年度研修実績 4 回

(2) 情報提供の充実

学習・スポーツ・文化活動や地域住民との交流活動、学童クラブとの連携、地域人材の活用など多様な「放課後子供教室」の活用事例や、実態調査等によりまとめた「放課後子供教室」の実施状況や課題等について、放課後子供教室担当者連絡会議や都教育委員会ホームページ等を活用して情報を提供し、区市町村における放課後子供教室の推進を図る。

平成 26 年度放課後子供教室数（交付決定数） 52 区市町 1,149 教室
都立特別支援学校 11 教室

2 企業等による体験型講座の実施（地域教育支援部）

(1) 教員等学校関係者対象

学校関係者や教育支援コーディネーター等が学校へ外部資源を導入する際の参考として、実際の授業風景の見学や相談等の機会を提供する。

ア 実施内容

- (ア) 企業等による「出張授業」等の見学
- (イ) 企業等との情報提供・相談

イ 対象

教員、区市町村担当者、コーディネーター等 150 人

(2) 児童・生徒対象

子供たちに様々な体験の機会を提供し、学校の学習と社会とのつながりを体感させる。

ア 企業等による「出張授業」等の体験

(ア) 体験型講座具体例

- ・ 社会や経済の仕組みが学べる経済授業
- ・ 先端技術を活用した理科実験
- ・ ICTを活用した授業
- ・ 国際理解に関する授業 など

(イ) 授業数：15 授業×2 回＝30 授業

イ 対象

児童・生徒 30 授業×20 人＝延 600 人

<取組の方向 10 におけるその他の事務事業>

1 東京都教育の日（地域教育支援部）

都民の教育に対する関心を高め、次代を担う子供たちの教育に関する取組を都民全体で推進し、都における教育の充実と発展を図るため、平成 16 年 2 月、毎年 11 月の第一土曜日（平成 27 年度は 11 月 7 日）を「東京都教育の日」と定めた。

「東京都教育の日」当日には、毎年定めるテーマによる記念行事を実施するとともに、10 月から 11 月までの間を推進期間とし、「東京都教育の日」の趣旨に則った事業を、都内の学校や都庁各局等において実施している。

2 民俗芸能次世代育成事業（地域教育支援部）

地域の大人が子供に対して、郷土の歴史と社会における基本的ルールを教え、伝えられるよう、地域社会の文化である民俗芸能の伝承教室等を通じて支援し、地域の教育力の向上を図る。

(1) 事業概要

都指定文化財で、青少年向け伝承事業を実施する団体等に対して、平成 25 年度から補助助成を行っている。

(2) 補助対象事業

ア 伝承教室の実施

研修会、講習会及び実技指導等の実施に必要な経費

イ 発表会等の実施

伝承教室の成果発表や民俗芸能大会等へ参加などに要する経費

(3) 補助対象者

都指定無形文化財又は都指定無形民俗芸能の保存に当たっている認定保存団体。ただし、区市町村が当該保存団体に代わって補助対象事業を実施する場合は区市町村を補助対象者とする。

3 都立図書館の運営（地域教育支援部）

(1) サービスの一層の充実

ア ワンストップサービス体制下の資料の案内・相談体制の拡充

都立図書館は、首都東京の広域的・総合的情報拠点として、都民の調査研究を支援するため、必要な資料や情報をより迅速かつ的確に提供する。来館者に対し、司書職員がきめ細かく資料の案内・相談を行うほか、オンラインによるレファレンスサービスや閲覧したい資料の予約・取り置きサービスなど、利便性の高いサービスを提供する。

【平成 25 年度】 都立図書館全体のレファレンス件数 81,578 件

イ 重点的情報サービスの推進

ビジネス情報、法律情報、健康・医療情報及び都市・東京情報を重点的情報サービスとして、推進している。資料提供のみならず、都民の情報ニーズに的確に応えた講演会・相談会・セミナー等を開催し、都民の課題解決を継続的に支援する。

【平成 25 年度】 講演会 5 回、相談会 14 回、セミナー 2 回開催

ウ 開架閲覧サービスの拡充

中央図書館では、都内最大級の開架閲覧スペースを生かし、新着資料の展示、テーマによるミニ展示などを組み合わせ、閲覧サービスを更に充実させる。

エ 東京マガジンバンクサービスの拡充

多摩図書館では、公立図書館として最大規模となる 17,000 誌以上の雑誌を所蔵しており、幅広い分野の雑誌を生かした各種サービスを提供している。約 700 誌の開架閲覧サービスや創刊号コレクションの拡充を図るとともに、企画展示や講演会において多様な情報を発信し、雑誌の魅力と有用性を広く都民に知らせる。

【平成 25 年度】 企画展示 延べ 5 回、講演会 2 回

映画フェスティバル 1 回

オ 児童・青少年サービスの推進

啓発資料の作成・配布、「東京都子供読書フォーラム」の開催、学校教育活動への支援、「子供の読書に関する講座」の開催等、幅広い事業をとおして、都内の児童・青少年サービスのセンター的役割を担い、児童・青少年の読書活動の推進を図る。

平成 26 年度は啓発資料として、都内の全小学校第 1 学年の保護者に「子どもたちに物語の読み聞かせを」、都内の全中学校第 1 学年に「扉をあけてⅡ」を、都内の全高校 1 年生に「羅針盤Ⅱ」を作成し配布した。

カ 江戸・東京の伝統文化の発信

都立図書館が所蔵する江戸・東京に関する貴重な資料を通じて、江戸・東京の文化への理解と、資料の活用を促進するため、デジタル化資料を一元管理し、「江戸城」「浮世絵」「東京府・東京市関係資料」「江戸・東京の災害記録」等のカテゴリ別に検索・閲覧できるデータベースの開発し、「東京都立図書館デジタルアーカイブ（T O K Y Oアーカイブ）」として公開した。

都立図書館が所蔵する貴重な資料の電子化を進め、公開資料の充実更新を図り、都市・東京の歴史や文化を知ることができるコンテンツを世界に発信し、東京の魅力を浸透させるとともに、研究や学習での活用を促進する。

キ 電子資料・オンラインデータベース等の充実

各種オンラインデータベースを充実させ、調査研究図書館としての情報サービスの一層の推進を図る。

また、平成25年12月から試行として中央図書館電子書籍サービスを試行開始し、コンテンツの充実を図っている。

【平成 25 年度】オンラインデータベースの無料提供 32 種類

【平成 25 年度】電子書籍 241 タイトル

ク 企画展の展開

図書館内外における企画展開催の経験を生かし、所蔵資料の魅力を伝え、参観者の一層の関心を引き出す展示や各種セミナーを効果的・効率的に展開する。

平成 26 年度は、新宿駅西ロイイベント広場における企画展のほか、東京文化財ウィーク 2014 参加展示、企画展示「発明・技術一夢をかたちにするカー」などを中央図書館企画展示室で行った。

また、オンラインデータベースの利用方法を案内する情報検索ショートセミナー及び図書館ツアーを実施した。

【平成 25 年度】企画展示 15 回

(2) インターネットを活用した都立図書館サービスの充実

ア 図書館情報システムの更新により導入した統合検索システムや登録利用者を対象とした新たなWebサービスの機能を活用し、より利便性の高いサービスを提供する。

【平成25年度】都立図書館ホームページ

トップページアクセス数 1,191,942件

蔵書検索数 4,871,367件

統合検索利用件数 2,881,804件

* 都内公立図書館や国立国会図書館の蔵書が一括検索できる。

イ ホームページ及びソーシャルメディア（Twitter及びFace book）を活用し、都立図書館のサービスや事業の周知及び潜在的な利用者のニーズ把握等に努める。

(3) 図書館資料の拡充

引き続き、都立図書館サービスの基盤である図書館資料の充実を図る。

【平成 25 年度末】所蔵資料数

図書 2,434,836 冊、雑誌 24,342 種、新聞 1,349 種

(4) 区市町村立図書館との連携・協力

ア 東京都全体の図書館サービスの向上を目指し、東京都図書館研究交流会や職員研修等により、区市町村立図書館への支援と連携・協力を継続実施する。

イ 統合検索システムやホームページの機能を活用し、引き続き区市町村立図書館間の相互貸借の促進を図るとともに、除籍資料の有効活用を進める。

【平成 25 年度】

東京都図書館研究交流会 6 回

区市町村立図書館職員等に対するレファレンス研修などの専門研修 延べ 14 回

【平成 25 年度】

都内区市町村立図書館への貸し出し協力 図書 76,669 冊、雑誌 7,971 冊

計 84,640 冊

(5) 都の行政施策との連携

ア 学校に対する教育活動の支援についても一層の充実を図る。

学校からのレファレンスや読書相談、出張お話し会等の都立特別支援学校との連携事業、中学生の職場体験受入を実施する。

【平成 25 年度】学校からのレファレンスや読書相談 226 件

都立特別支援学校 12 校との連携事業（出張お話し会等）

職場体験受入 中学校 9 校、26 名

イ 政策立案支援サービスの充実を図る。

都職員の政策立案、資料作成、情報収集等を支援するため、引き続きサービスの充実を図る。

【平成 25 年度】政策立案支援サービスレファレンス 2,249 件

資料の貸出 783 冊、複写枚数 6,713 枚

ウ 都が設置する他の図書館等との連携・協力を図る。

都議会図書館、首都大学東京図書情報センターなど、都内に立地し、東京に関する資料を所蔵する専門図書館等との連携・協力を引き続き推進する。

(6) 図書館サービス評価の推進

都立図書館による自己評価及び外部の視点を取り入れた評価を実施するとともに、その評価を基にしたサービス及び運営改善の検討を行う。

自己評価及び第三者による評価結果は、ホームページで公表する。

4 文化財保護管理等（地域教育支援部）

都教育委員会は、区市町村教育委員会、文化財の所有者及び都民等の協力を得て文化財保護行政のより一層の充実に努めるとともに、文化財の公開・活用を図ることにより、文化財保護思想の普及に努めている。

(1) 文化財の保護

ア 文化財保護審議会

東京に伝わる有形・無形の文化財の保護に努めるとともに、文化財の公開・活用を推進するため、教育委員会の諮問に応じて文化財の指定、保存及び活用に関する重要事項を調査審議し、並びにこれらの事項について教育委員会に建議する。

（平成 27 年 1 月 1 日現在 都指定文化財総数 811 件）

<平成 26 年度東京都指定文化財として指定したもの等>

○ 新たに指定するもの

- ・ 東京都指定有形文化財（建造物） 旧崇源院霊屋宮殿
- ・ 東京都指定有形文化財（建造物） 旧前川家住宅主屋
- ・ 東京都指定無形民俗文化財（民俗芸能）人里の獅子舞
- ・ 東京都指定無形民俗文化財（民俗芸能）境の獅子舞
- ・ 東京都指定史跡 下宅部遺跡

○ 既に指定しているものに追加して指定するもの

- ・ 東京都指定有形文化財（考古資料） 下宅部遺跡漆工関連出土品 附縄文土器

○ 指定を解除するもの

- ・ 東京都指定有形文化財（歴史資料） 東京府及び東京市関連行政文書

○ 指定及び保持者の認定を解除するもの

- ・ 東京都指定無形文化財（工芸技術） 日本刀研磨技術
保持者 本阿彌 道弘（雅号 光洲）

○ 保持者の認定を解除するもの

- ・ 東京都指定無形文化財（工芸技術） 軍道紙
保持者 高野 源吾

イ 文化財調査活動

都内に遺存する文化財の現状を把握するとともに、急激な開発事業の進行と生産様式・生活様式の変化に直面している文化財及び伝統的技術の現存状況の実態を調査し、保護計画立案の資料とする。平成 24 年度から 5 年計画で、東京都に所在する近代化遺産（建造物等）について、歴史的沿革、建築技術・技法に関する調査をしっかい悉皆的に実施する「東京都近代化遺産総合調査」を開始した。

ウ 文化財の保存助成

国指定及び都指定文化財を良好な状態において保存し後世に伝えるために、文化財の解体復原修理、破損修理、無形文化財の保存・伝承に関する事業など、多額の経費を要するものに対して、補助・助成する。

【平成 25 年度】 国指定文化財 54 件、都指定文化財 31 件の助成を実施

エ 文化財の保護管理

文化財保護法及び東京都文化財保護条例に基づき、都教育委員会が管理団体となっている文化財の管理を行うほか、指定文化財の所有者又は管理者に対して、管理公開謝礼を支払う。

【平成 25 年度】 247 件

オ 文化財保護思想の普及

文化財に対する保護の必要性や重要性を広く都民に周知するため、文化財保護思想の普及充実を図る。「文化財の保護」、「東京の文化財」等の啓発資料の作成及び配布、文化財記録映画作成を行う。また、都民俗芸能大会や日本伝統工芸展の共催など文化財関係事業の共催・後援事業を行う。

カ 東京文化財ウィーク

文化財ウィークは、平成 26 年度で 17 回目となり、都民の方々への文化財情報の周知やウィークへの参加を推進してきた。

平成 24 年度から文化財の紹介と文化財をより身近なものと感じてもらうため文化財を巡るコースを設定し、テーマを決め、パンフレットを作成・配布した。

平成 25 年度の都内全域での文化財の公開は、310 か所 478 件、また、10 月から 11 月までの 2 か月間に文化財に関わる事業の展開は 255 事業となった。

キ 銃砲刀剣類の登録

都民の所持する美術品若しくは骨董品として価値のある火縄式銃砲等古式銃砲及び美術品として価値のある刀剣類の登録を行う。

【平成 25 年度】 新規登録数 2,041 件

ク 博物館の登録等

教育及び文化の発展に寄与することを目的とした都内に所在する博物館について、博物館法に基づき登録、登録事項の変更及び登録の抹消を行う。また、博物館建設計画等について、その求めに応じて、設置及び運営に関する専門的、技術的指導及び助言を行う。

【平成 25 年度】 博物館の登録 1 件 博物館相当施設の指定 1 件

(2) 埋蔵文化財の保護

ア 遺跡緊急発掘調査補助事業

埋蔵文化財調査の円滑な推進を図るために、事前調査の経費を負担することが著しく困難な個人又は中小企業者の発掘調査事業に対し、都が補助金を交付する。

イ 東京都立埋蔵文化財調査センター

東京都立埋蔵文化財調査センターは、都における埋蔵文化財の発掘調査に伴う出土品と調査記録等を保管し、出土品等の展示により普及事業の充実を図っており、平成 25 年度の年間利用者数は 27,525 人となっている。現在は指定管理者として公益財団法人東京都スポーツ文化事業団が運営を行っている。

(3) 文化財関係補助事業

区市町村が行う文化財の保存事業については、国及び都は、その事業費に対して次のような補助金を交付する。

ア 史跡の公有化（土地の買上げ）事業

国指定史跡の土地買上げについては、国及び都が助成する。また、都指定史跡の土地の買上げについては、都が単独で助成をする。

【平成 25 年度】 国指定 7 件、都指定 1 件の助成を実施

イ 有形文化財等の修理事業

有形文化財（建造物、古文書、考古資料等）等の修理事業等については、原則として国及び都が助成する。また、都指定の場合は、都が単独で助成する。

【平成 25 年度】 国指定 24 件、都指定 10 件の助成を実施

ウ 史跡等の整備事業

史跡等の整備事業については、原則として国指定の場合は、国及び都が助成する。また、都指定の場合は、都が単独で助成する。

【平成 25 年度】 国指定 7 件、都指定 8 件の助成を実施

エ 埋蔵文化財緊急調査事業及び埋蔵文化財公開活用事業【埋文】

埋蔵文化財の緊急発掘調査について、国及び都が助成し、公開活用事業には、国が助成する。

【平成 25 年度】 緊急発掘調査 39 件、公開活用事業 8 件の助成を実施

5 体験活動の充実（地域教育支援部）

東京スポーツ文化館（区部ユース・プラザ）及び高尾の森わくわくビレッジ（多摩地域ユース・プラザ）において、各施設の利用サービスの提供、それぞれの施設の特長を生かした文化・スポーツ教室、ユーススクエア事業や社会教育事業を実施し、広く都民に文化・学習活動やスポーツ活動の機会と場を提供する。

	東京スポーツ文化館 （区部ユース・プラザ）	高尾の森わくわくビレッジ （多摩地域ユース・プラザ）
施設	文化・学習 ミュージックスタジオ アクターズスタジオ マルチホール 研修ルーム 等	研修室 音楽室 陶芸室 調理室 多目的室 等
	スポーツ メインアリーナ サブアリーナ マルチスタジオ 剣道場、柔道場 フィットネスジム 温水プール アーチェリーフィールド フットサルコート	体育室 ＜野外活動施設＞ テントサイト 野外炊さん場 キャンプファイヤー場 プロジェクト・アドベンチャー 等
プログラム	＜スポーツ教室＞ 健康体操、ヨガ、エアロビクス等 （フィットネススタジオ） クロール等競泳種目、アクアウォーキング等（プール） アーチェリー公開講座（アーチェリーフィールド）	＜文化・スポーツ教室＞ 陶芸、クラフト、クッキング、ニュースポーツ等
ユース事業	利用者の活動に関する相談、活動情報の収集と提供、利用団体の交流機会の提供、ボランティアの活用、活動支援プログラムの提供	
社会教育事業	チャレンジ・アシスト・プログラム 子どものお仕事塾 中学生の映画塾 大江戸探検倶楽部 親子で体験 IN 夢の島 社会参加支援ワークショップ スポーツリーダーズセミナー	わくわくアートコンテスト わくわくの森キャンプ わくわくの森ユースキャンプ イングリッシュキャンプ 小学生・中学生のためのハローワーク 子どもの遊びワークショップ 親子交流プログラム（ひとり親家庭のためのデイキャンプ、ひとり親家庭のための1泊会、おやじと子のキャンプ） 僕たちのキャンプ（プロジェクトキャンプ編、キャンプを楽しもう編）

東京スポーツ文化館（区部ユース・プラザ）では、平成 26 年 4 月から 12 月までの間に文化学習施設、スポーツ施設を合わせて延べ 229,299 人の利用があった。また、施設を利用したスポーツ教室等も実施しており、延べ 38,862 人が参加している。これらのスポーツ教室等とは別に、都の委託事業として、中学生の映画塾などの体験活動を主とした社会教育事業 7 事業を計画しており、平成 26 年 12 月までに、うち 6 事業を実施しており、延べ 244 人の参加があった。

高尾の森わくわくビレッジ（多摩地域ユース・プラザ）では、平成 26 年 4 月から 12 月までの間に文化学習施設、スポーツ施設及び野外活動施設を合わせて延べ 203,649 人の利用があった。また、施設を利用した文化・スポーツ教室等では、延べ 309 人の参加者があり、施設内の広場の日帰り利用者と合わせて地域に開かれた施設として運営されている。これらのスポーツ教室等とは別に、都の委託事業として、わくわくの森キャンプなどの体験事業を主とした社会教育事業を 8 事業計画しており、平成 26 年 12 月までに 7 事業を実施しており、延べ 507 人の参加があった。

なお、両施設はその管理・運営業務を P F I 方式により行っており、東京スポーツ文化館は、P F I 区部ユース・プラザ（株）が、高尾の森わくわくビレッジは京王ユース・プラザ（株）がそれぞれ受託している。

6 地域ぐるみの学校安全体制整備の推進（地域教育支援部）

(1) 地域ぐるみの学校安全体制の整備

学校管理下における児童の安全対策は、学校、家庭及び地域が連携して、交通安全、防犯及び災害対策の各観点から、総合的に実施されることが重要である。

そこで、文部科学省の「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」を活用し、区市町村教育委員会において実施する、学校が保護者や地域住民等のボランティアとともに取り組む安全対策の事業を支援している。平成 27 年度は、20 区市が実施を予定している。

(2) 区市町村教育委員会における取組例

ア スクールガードの養成

学校安全のためのボランティアであるスクールガードを養成するため、講習会を実施する。

イ スクールガード・リーダーの配置

防犯の専門家や退職警察官等をスクールガード・リーダーとして委嘱し、学校敷地内及び通学路の定期的な巡回を実施する。実施に当たっては、スクールガードや教職員に対し、警備のポイントや改善点について指導・助言を行う。

また、スクールガード・リーダーとなる人材を確保する必要がある場合は、その育成のための講習会を実施する。

ウ 子供たちの見守り活動

学校安全のために、学校安全ボランティア等を活用しつつ、登下校時におけるパトロールなど、学校・家庭・地域が一体となり子供の安全を見守る活動を実施する。

オリンピック・パラリンピック教育を推進する

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催を踏まえ、幼児・児童・生徒が、スポーツにより心身の調和的な発達を遂げ、オリンピック・パラリンピックの歴史・意義や国際親善などその果たす役割を正しく理解し、我が国と世界の国々の歴史・文化・習慣などを学び交流することを通して国際理解を深め、進んで平和な社会の実現に貢献することができるようオリンピック・パラリンピック教育を推進する。

1 オリンピック・パラリンピック教育推進に向けた有識者会議の開催【新規】（総務部）

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向け、東京のオリンピック・パラリンピック教育の基本理念や具体的施策を検討するため、「東京のオリンピック・パラリンピック教育を考える有識者会議」を開催する。

委員は学識経験者や産業界、放送業界、オリンピック・パラリンピアン、民間団体、シンクタンク等により構成し、専門的な見地から検討審議する。

2 オリンピック・パラリンピック教育推進校の拡充及びオリンピック・パラリンピアンや外国人アスリートの学校への派遣（指導部）

(1) オリンピック・パラリンピック教育推進校の拡充

ア 都内公立幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の全ての校種から600校（平成26年度は300校）を、オリンピック・パラリンピック教育推進校に指定する。

・校種別学校数

校種	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
校(園)数	7園	397校	149校	38校	9校	600校

イ 推進校の取組内容(各学校が任意に複数項目を選択し、創意工夫した取組を展開)

- ・ 教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動におけるオリンピック・パラリンピック学習の実践
- ・ 諸外国の歴史・文化や外国語学習による国際理解教育
- ・ 運動会・体育祭、文化発表会・文化祭、音楽発表会・合唱祭などにおける取組
- ・ 運動・スポーツへの興味・関心を高め、基礎体力を向上する体育授業等の内容・方法の改善
- ・ 日常的な運動・スポーツの実践による健康増進に向けた取組の充実や部活動の推進
- ・ コーディネーショントレーニングの導入による、脳・神経・筋肉等の調和的発達
- ・ オリンピアン・パラリンピアン、アスリートやスポーツ指導者と幼児・児童・生徒との直接的な交流

- ・ 日本の伝統的な礼儀・作法やおもてなしの心などの学習
 - ・ 国際的なマナー・エチケット、礼儀・作法や習慣などの学習
 - ・ 地域のスポーツ大会やスポーツイベントなどにおけるボランティア活動
 - ・ 大使館等駐日外国公館・駐日国際機関、インターナショナルスクール等の国際的機関などとの交流
 - ・ その他、学習を進める上で、特に学校が有効と認める取組
- (2) オリンピック・パラリンピック教育推進校への人的措置
 オリンピック・パラリンピック教育推進校における学校体育の一層の充実を図るため、ティームティーチングや少人数指導のための非常勤講師を措置する。
- (3) オリンピック・パラリンピック教育推進のための学習教材の作成・配布
 児童・生徒がオリンピック・パラリンピックの歴史やオリンピックムーブメントの意義、オリンピック・パラリンピックの国際親善や世界平和に果たす役割を正しく理解することをねらいとして、オリンピック・パラリンピック教育推進のための学習読本及び映像教材を作成・配布する。
- (4) オリンピアン・パラリンピアン学校派遣事業の実施
 児童・生徒が、オリンピアン・パラリンピアンとの交流を通して、スポーツや運動により一層親しむとともに、その生き方や考え方について学習し、夢に向かって努力をしたり、障害者スポーツの理解促進を図ることを目的として、オリンピック・パラリンピックに出場したアスリートを都内公立学校 80 校程度に派遣する。
- (5) 外国人アスリートの学校派遣
 児童・生徒が、外国人アスリートとの交流を通して、スポーツへの関心を高めるとともに、そのアスリートの国の言語や文化、習慣等に触れることにより国際理解を深められるよう、外国人アスリートを都内公立学校 30 校に派遣する。

3 都立特別支援学校における障害者スポーツの振興【新規】(指導部)

- (1) 障害者スポーツの普及啓発
 障害者スポーツを通じた地域の小・中学校や都立高等学校及び地域住民との交流や、障害者スポーツ教室の開催、パラリンピアンによる競技の実演、障害者スポーツ普及啓発用DVDの作成・配布など、障害者スポーツの普及啓発を進めていく。
- (2) 障害者スポーツを取り入れた教育活動の充実
 東京パラリンピックの開催に向けて、「障害のある児童・生徒のスポーツ教育推進校」10校を指定し、ボッチャや風船バレー等の障害者スポーツを取り入れた教育活動の充実や優れた外部指導者を活用した部活動の振興を図る。
 また、推進校を、地域における障害者のスポーツ活動の拠点の一つに位置付け、卒業生をはじめとした障害のある人々が障害の種類や程度に応じて生涯にわたりスポーツに親しむことができる環境を整備していく。
 さらに、推進校10校から4校を全国規模の障害者スポーツ大会で活躍できる選手の育成を目指す学校に指定し、パラリンピアン等を特別指導員として招へいすることや対外試合の機会の拡充等によって部活動の充実を図る。

